

平成29年度

政策形成実践研究報告書

定住外国人活躍施策の提案

……地域活性化のためのアクション……



公益財団法人 神奈川県市町村振興協会市町村研修センター

はじめに

地域主権が進展する中、各自治体ではさまざまな行政課題を抱え、自主的、自立的な取り組みが求められております。

そこで、これらの課題について自治体が共同して調査を行い、職員の問題解決、政策形成能力の向上を図るとともに、県内自治体の施策研究の向上に資することを目的に政策形成実践研究を実施しています。

平成 29 年度は、「定住外国人の活躍」をテーマとし、増加・多様化する在留外国人の傾向や課題を分析し、外国人材の多様性を地域の活性化につなげるための施策案について調査・研究を進めてまいりました。

当研究は、神奈川県内の自治体から推薦を受けた研究員が月に 1 回から 2 回集まり、半年を超える期間、研究を重ね、ここに研究成果を報告するものです。今回の研究成果が県内外の自治体の施策の参考になれば幸いです。

最後になりましたが、本研究のアドバイザーをお引き受けいただいた相模女子大学人間社会学部の松下啓一教授ならびに神奈川県内外の自治体などの各関係機関の皆様に、多大なご協力とご指導を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 2 月

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 内 野 優

目 次

第1章	本研究の意義と構成	1
1	本研究の意義 —なぜ定住外国人の活躍を取り上げるのか—	1
2	本研究の方法・構成	2
第2章	定住外国人の現状	3
1	在留外国人総数の推移	3
2	国籍別の在留外国人数の推移	10
3	留学生数の推移	14
4	まとめ	17
第3章	外国人施策の状況	19
1	国における外国人施策の状況	19
2	神奈川県における外国人施策の状況	24
3	市町村における外国人施策の状況	29
第4章	定住外国人の可能性を読み解く	36
1	先進地の視察について	36
2	先進事例研究からの考察	63
第5章	定住外国人活躍施策の提案 — The Vision of Triaction —	64
1	「共生」から「活躍」へ	64
2	地域資源としての定住外国人	64
3	政策の基本理念	66
4	関係者とその役割	70
5	定住外国人活躍施策の体系（メニュー）	73
6	具体的施策	73
7	中核拠点設置の提案	84

第6章 定住外国人が活躍する地域を目指して	86
あしがき	89
神奈川県内市町村における「定住外国人の活躍」に関する調査結果	90
神奈川県内市町村アンケート回答課一覧	93
研究員名簿	95

第1章 本研究の意義と構成

1 本研究の意義 —なぜ定住外国人の活躍を取り上げるのか—

近年、人口減少や少子高齢化、財政難などによる地域の活力低下を背景に、地域資源を活かした産業振興や魅力あるまちづくりが、国内で盛んに行われている。

地域資源には、自然、歴史・文化、食、観光地、特産品、産業などさまざまなものがあるが、魅力的なまちづくりにおいて、最も重要な地域資源は、その地域に住む「人」であることを忘れてはならない。まちづくりにおいては、人の関わりが必要であり、また、地域の情報を発信し、他の人へ地域の魅力を伝えるのも人だからである。本研究では、地域資源としての人、その中でもとりわけ定住外国人に着目し、定住外国人の「活躍」による地域の活性化をテーマとして取り扱うこととした。

定住外国人を取り上げた理由は、第一に、人口減少社会の中で外国人住民が増加傾向にあるからである。2017年1月1日時点の住民基本台帳¹によると、日本人の総人口は1億2,558万3,658人で、8年連続で減少した。前年から30万8,084人が減り、減少幅は1968年の調査開始以降で最大であり、出生数においても初めて100万人を割り込む結果となった。一方で、住民登録をしている外国人の人口は232万3,428人となり、前年と比べ6.9%増加している。さらに都道府県別に見ても、47都道府県の全てにおいて増加しているのである。日本の総人口に占める外国人の割合が増加している中、持続性のある地域を形成するために、定住外国人を積極的に地域づくりに巻き込まない手はない。

第二に、外国人の視点の活用である。日本の歴史の中で、外国人の存在は、200年にわたる日本の鎖国を終わらせ、その後、日本は海外諸国との貿易を開始し、尊皇攘夷運動、明治維新を経て、日本の近代化は一気に進んだ。また、戦後の経済復興など、外国人は、日本人にとって良い意味で影響を及ぼす存在であった。今後ますます外国人の定住化が進むと見込まれる今こそ、その視点やアイデアを多様な地域づくりに活かしていくべきではないだろうか。

¹ 『総務省ホームページ/報道資料/住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成29年1月1日現在）』参照
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei02_02000148.html（2017年12月22日閲覧）

文化の違いから定住外国人との間で地域内トラブルが生じるといった課題があるものの、定住外国人は、国籍や言語などが違うだけで、日本人と同じ住民である。今後ますます、人口減少と少子高齢化が深刻化する中で、増加する外国人は、地域社会の構成員として意識されるようになり、定住外国人に関する施策は、従来の支援にとどまる共生施策から、日本人と定住外国人が一緒になって地域のことを考え、定住外国人も地域で活躍してもらおう施策へと転換を迎えるだろう。

このような社会情勢から、本研究会では、自治体が持続的な行政運営をしていくための一つの方策として、増加の見込まれる定住外国人を多様な人材と捉え、地域で活躍してもらおうための体制づくりなどについて研究を進めた。

2 本研究の方法・構成

本研究は、国などの統計からデータの収集・分析を行ったほか、神奈川県内の自治体へアンケート調査を行い、続いて本研究における提案の方向性を定めた上で、静岡県、東京都、滋賀県、福岡県内の各市区町村などへの先進事例視察を実施し、その結果、最終的な提案を取りまとめた。研究会は、神奈川県内の自治体職員8人によって、アドバイザーの助言を受けながら、月1回から2回程度の頻度で開催し、政策提案の作成を進めた。

以下、第2章では定住外国人の現状の分析を行い、第3章では定住外国人に関する国、県、市町村の現状の施策状況の情報収集と考察を行った。そのうち、市町村の施策状況については、神奈川県内の自治体を対象としたアンケート結果をもとに情報を整理した。第4章では活躍の先進事例研究のため、各視察先の事例の考察を行った。第5章では、視察事例からの考察を踏まえ、今後の定住外国人に対する施策の方向性を「共生から活躍へ」と定め、神奈川県および県内市町村における定住外国人活躍施策を提案した。最後に第6章では、定住外国人活躍施策を進めるための要点をまとめた。

第2章 定住外国人の現状

第2章では、国、神奈川県および県内市町村における定住外国人の全体像をつかむとともに、定住外国人の多様化について分析をする。

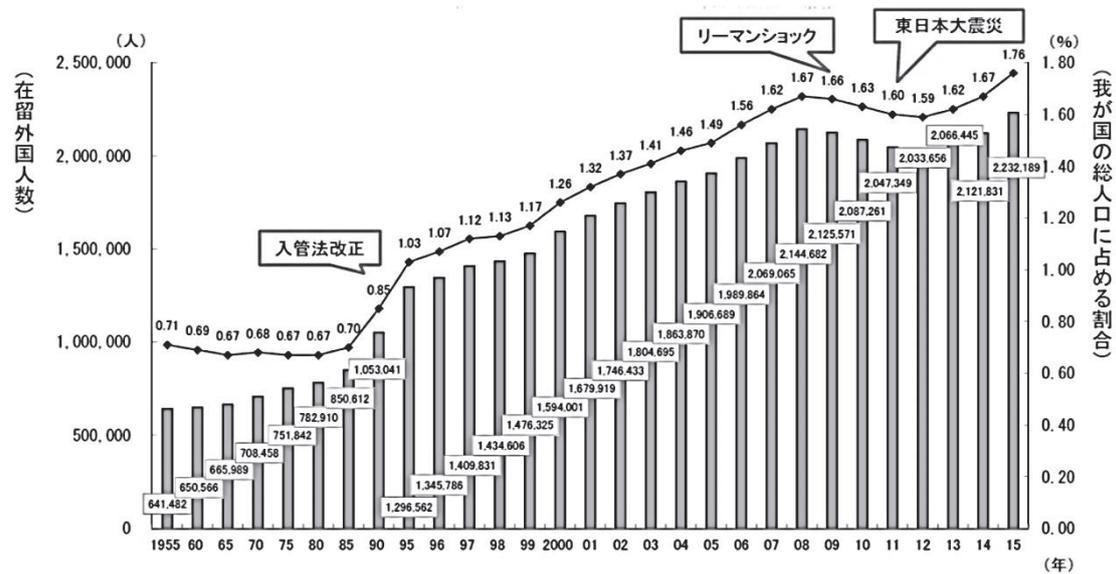
なお、定住外国人に関する分析については、法務省が発表している日本に中長期間在留する外国人の統計である在留外国人統計(旧登録外国人統計)を用いる。

1 在留外国人総数の推移

(1) 国内の推移

まず、日本国内における在留外国人総数の状況を確認したい。図表2-1は、1955年から2015年までの在留外国人数および国内総人口に占める割合の推移である。

図表2-1 在留外国人数および国内総人口に占める割合の推移(1955-2015年)



- (注1) 「在留外国人数」は、各年12月末現在の統計である。
(注2) 1985年までは外国人登録者数、1990年から2011年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当する在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数である。
(注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の統計である。

出典：総務省『多文化共生事例集(2017年3月)』

1990年代に入ると在留外国人数は大きく増加しており、2015年は在留外国人数が223万2,189人、国内総人口に占める割合が1.76%と、ともに過去最高となっている。

外国人が日本国内に在留しようとした場合は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に規定された27種の在留資格²のいずれかを取得する必要がある。そのため、在留外国人数の推移と、入管法の改正には密接な関係がある。また、世界経済の景気変動や自然災害といった社会的要因によっても、在留外国人数は大きく影響を受けやすい。

1990年に入管法が改正され、「定住者」の在留資格が創設された。このことにより、2世・3世の日系人またはその配偶者は、就労制限のない「定住者」の在留資格取得が可能となり、ブラジルやペルーなどの中南米から、主に工場労働者として多くの外国人が来日した。また、1993年には、「技能実習制度」³の創設により、外国人研修生の滞在年数の長期化が可能となり、中国をはじめとする多くの外国人が来日することとなった。その後、リーマンショック⁴を背景とした不況や東日本大震災の影響により、在留外国人数は2008年を境に減少していったものの、景気の回復や在留資格「高度専門職」⁵の創設、「国家戦略特区」⁶での外国人の受け入れ促進が始まり、現在は再び増加傾向にある。また、人口に占める割合についても、1955年では0.71%だったが、2015年には1.76%まで上昇している。

（2）神奈川県内の推移

国内では在留外国人が増加傾向にあったが、神奈川県内においてはどうか。図表2-2は、1985年度から2016年度までの神奈川県内における外国人数

² 2016年4月現在、外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、総合・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者の27種類がある。

³ 日本で開発され培われた技能、技術または知識の開発途上国などへの移転を図り、その開発途上国などの経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とする制度

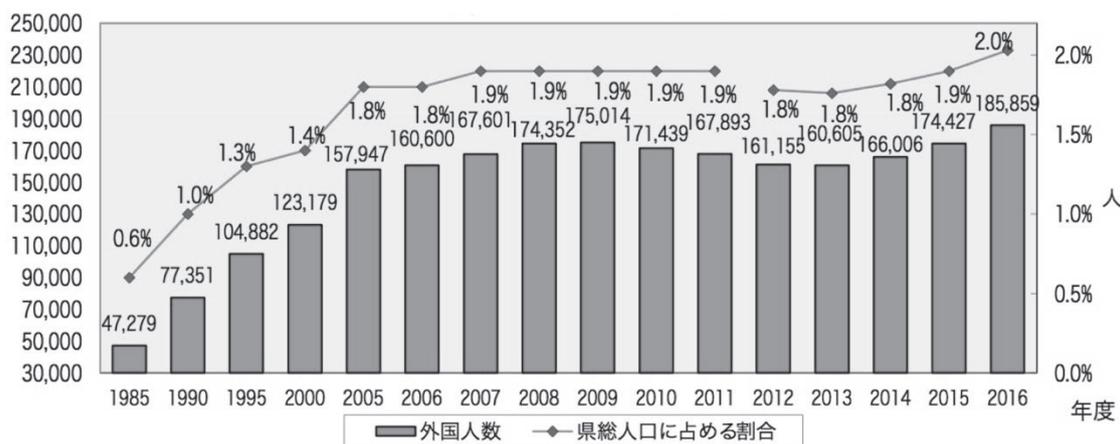
⁴ 米国の大手投資銀行・証券会社リーマンブラザーズの経営破綻とその副次的な影響により世界の金融市場と経済が危機に直面した一連の出来事

⁵ 外国人が、高度学術研究活動、高度専門・技術活動、高度経営・管理活動のいずれかを日本で行う場合に、学歴、職歴、年収などをポイント計算し、一定点数に達した場合には、高度専門職という優遇された在留資格の取得を申請できるというもの

⁶ 第二次安倍政権が進める新しい経済特別区域構想であり、医療や雇用など6分野で、地域を限定した大幅な規制緩和や税制面の優遇措置を行う特区を認定することで、「世界で一番ビジネスをしやすい環境」の創出を目指すというもの

および県内総人口に占める割合の推移である。

図表 2-2 神奈川県内における外国人数および県内総人口に占める割合の推移
(1985-2016 年度)



・2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数
(なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ)

出典：神奈川県『外国人数、国・地域数、外国人上位5国・地域数などの推移』

神奈川県内においても国内推移と同様に、1990年代に入ると在留外国人数が大きく増加しており、2016年度は外国人数が18万5,859人、県内総人口に占める割合が2.0%と、ともに過去最高となっている。特筆すべき点は県内総人口に占める外国人の割合で、図表2-1と比較して、国内における人口割合を上回って推移していることが分かる。

また、都道府県別にみると、神奈川県は、東京都、愛知県、大阪府に次いで、4番目に在留外国人が多く、日本に在留している外国人の8%が在住していることが分かる(図表2-3)。

図表 2 - 3 在留外国人の構成比（都道府県別、2017 年）⁷

順位	都道府県名	在留外国人数 (人)	構成比 (%)
1	東京都	484,346	20.9
2	愛知県	217,218	9.3
3	大阪府	215,057	9.3
4	神奈川県	185,859	8.0
5	埼玉県	149,225	6.4

（3）県内市町村における推移

次に、神奈川県内市町村の総人口の推移について確認する。図表 2 - 4 は、2017 年の神奈川県内市町村における総人口および 2000 年から 2017 年までの人口増加率である。

⁷ 『総務省ホームページ/住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成 29 年 1 月 1 日現在） /平成 29 年 1 月 1 日住民基本台帳人口・世帯数、平成 28 年（1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）人口動態（都道府県別）（外国人住民）』を参考に作成
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html (2017 年 12 月 22 日閲覧)

図表 2-4 神奈川県内市町村における総人口(2017年)および人口増加率(2000-2017年)⁸

市町村名	総人口(人)	増加率(%)	市町村名	総人口(人)	増加率(%)
県計	9,147,400	7.6	座間市	129,033	2.7
横浜市	3,731,096	8.7	南足柄市	42,839	▲2.9
川崎市	1,491,577	19.1	綾瀬市	84,367	4.2
相模原市	721,477	5.7	葉山町	32,053	4.5
横須賀市	403,383	▲5.9	寒川町	48,075	3.9
平塚市	258,141	1.2	大磯町	31,522	▲2.1
鎌倉市	172,279	2.7	二宮町	28,186	▲8.5
藤沢市	427,199	12.6	中井町	9,596	▲5.9
小田原市	193,245	▲3.5	大井町	16,927	2.0
茅ヶ崎市	240,155	8.3	松田町	11,018	▲14.9
逗子市	57,598	0.4	山北町	10,375	▲23.5
三浦市	44,446	▲14.9	開成町	17,349	29.0
秦野市	166,577	▲1.0	箱根町	11,648	▲26.3
厚木市	225,524	3.5	真鶴町	7,144	▲21.1
大和市	234,138	9.9	湯河原町	24,621	▲11.1
伊勢原市	101,812	2.2	愛川町	40,120	▲6.1
海老名市	130,688	10.5	清川村	3,192	▲8.8

国内全体の総人口が減少している中、神奈川県の総人口は、7.6%増加している。市町村ごとの増加率をみると、5%以上増加している市町村は、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、開成町となっており、都心に近い市町村や都心へのアクセスが良い市町村へ人口が集中している状況が分かる。

一方、5%以上減少している市町村は、横須賀市、三浦市、二宮町、中井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村となっており、大井町および開成町を除く県西地域や三浦半島での人口減少が進んでいる状況が分

⁸ 『神奈川県ホームページ/神奈川県人口統計調査公表資料/人口と世帯(平成12年1月1日現在)』および『神奈川県ホームページ/神奈川県人口統計調査公表資料/人口と世帯(平成29年1月1日現在)』を参考に作成。なお、2000年の相模原市については、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町の人口を加算したもの

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6774/p520876.html> (2017年12月22日閲覧)

かる。

次に、在留外国人数についてはどうだろうか。図表 2-5 は、2017 年の神奈川県内市町村における在留外国人数および 2000 年から 2017 年までの増加率である。

図表 2-5 神奈川県内市町村における在留外国人数（2017 年）および増加率（2000-2017 年）⁹

市町村名	在留外国人数 (人)	増加率 (%)	市町村名	在留外国人数 (人)	増加率 (%)
県 計	185,859	50.9	座 間 市	2,487	40.1
横 浜 市	86,584	56.9	南 足 柄 市	371	62.0
川 崎 市	35,705	63.4	綾 瀬 市	3,116	49.5
相 模 原 市	12,514	62.2	葉 山 町	218	0.5
横 須 賀 市	5,378	42.9	寒 川 町	636	25.4
平 塚 市	4,491	14.9	大 磯 町	150	48.5
鎌 倉 市	1,252	7.8	二 宮 町	168	22.6
藤 沢 市	5,543	12.4	中 井 町	282	143.1
小 田 原 市	1,994	33.2	大 井 町	81	30.6
茅ヶ崎市	1,685	41.7	松 田 町	67	21.8
逗 子 市	464	45.0	山 北 町	59	37.2
三 浦 市	274	58.4	開 成 町	123	48.2
秦 野 市	3,041	19.2	箱 根 町	287	102.1
厚 木 市	6,204	63.5	真 鶴 町	53	▲3.6
大 和 市	6,008	18.7	湯 河 原 町	277	▲18.3
伊 勢 原 市	1,814	72.9	愛 川 町	2,291	44.8
海 老 名 市	2,221	47.7	清 川 村	21	162.5

神奈川県内市町村における在留外国人数については、真鶴町および湯河原町は減少しているものの、ほぼ全ての市町村で増加している。特に、横浜市、川崎市、

⁹ 『神奈川県ホームページ/県内外国人統計(外国人登録統計)/市(区)町村別主要国・地域別外国人数(2017年(平成29)年1月1日現在)』および『神奈川県ホームページ/県内外国人統計(外国人登録統計)/外国人登録者市(区)町村別主要国籍別人員調査表(2000年(平成12)年12月31日現在)』を参考に作成。なお、2000年の相模原市については、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町の在留外国人数を加算したもの

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4695/> (2017年12月22日閲覧)

相模原市、三浦市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、中井町、箱根町および清川村は50%以上増加しており、中でも中井町、箱根町および清川村については、2倍以上の増加となっている。

総人口の増加率の状況とは異なり、都心に近い横浜市や川崎市だけでなく、県西地域や三浦半島も含めて、県内全体で在留外国人が増加しており、さらには、総人口が減少している市町村でも在留外国人が増加している状況も生じている。近い将来、神奈川県全体でも総人口が減少に転ずることが推計されているが、人口減少の如何に関わらず、今後もどの市町村においても、在留外国人が増加する可能性がある。

次に、人口に占める割合について確認する。図表2-6は、2017年の神奈川県内市町村における人口に占める在留外国人数の割合である。

図表2-6 神奈川県内市町村における人口に占める在留外国人数の割合（2017年）¹⁰

市町村名	割合(%)	市町村名	割合(%)	市町村名	割合(%)
県計	2.0	秦野市	1.8	中井町	2.9
横浜市	2.3	厚木市	2.8	大井町	0.5
川崎市	2.4	大和市	2.6	松田町	0.6
相模原市	1.7	伊勢原市	1.8	山北町	0.6
横須賀市	1.3	海老名市	1.7	開成町	0.7
平塚市	1.7	座間市	1.9	箱根町	2.5
鎌倉市	0.7	南足柄市	0.9	真鶴町	0.7
藤沢市	1.3	綾瀬市	3.7	湯河原町	1.1
小田原市	1.0	葉山町	0.7	愛川町	5.7
茅ヶ崎市	0.7	寒川町	1.3	清川村	0.7
逗子市	0.8	大磯町	0.5		
三浦市	0.6	二宮町	0.6		

¹⁰ 『神奈川県ホームページ/県内外国人統計(外国人登録統計)/市(区)町村別主要国・地域別外国人数(2017年(平成29)年1月1日現在)』および『神奈川県ホームページ/神奈川県人口統計調査公表資料/人口と世帯(平成29年1月1日現在)』を参考に作成
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4695/> (2017年12月22日閲覧)
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6774/p520876.html> (2017年12月22日閲覧)

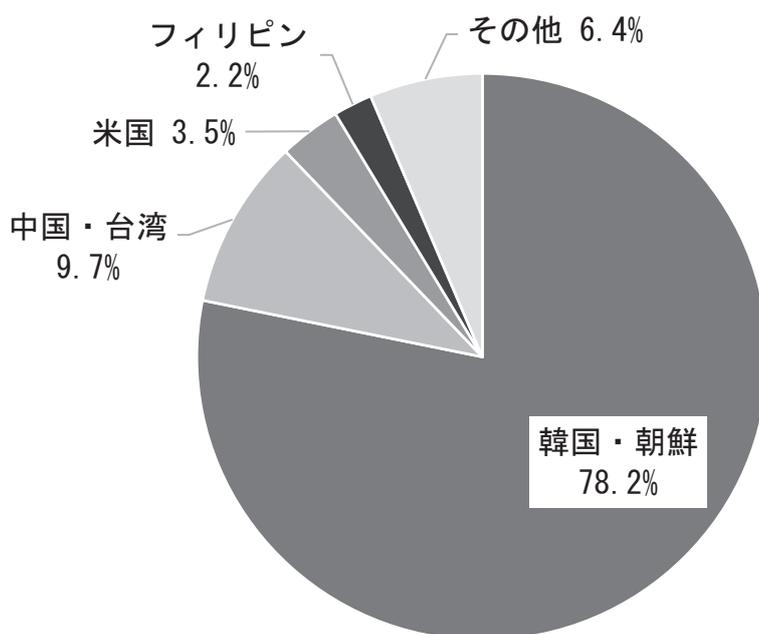
横浜市、川崎市、厚木市、大和市、綾瀬市、中井町、箱根町および愛川町では、人口に占める外国人の割合が2%を超えており、中でも愛川町は5.7%、綾瀬市は3.7%と突出している。前述のとおり、県内市町村の多くは在留外国人数が増加していることから、人口減少とも相まって、今後人口に占める外国人割合はさらに上昇していくことが予想される。

2 国籍別の在留外国人数の推移

(1) 国内の推移

次に、国籍別の在留外国人数の推移を確認する。図表2-7は、1986年の国籍別在留外国人の割合である。

図表2-7 国籍別在留外国人の割合（1986年）¹¹

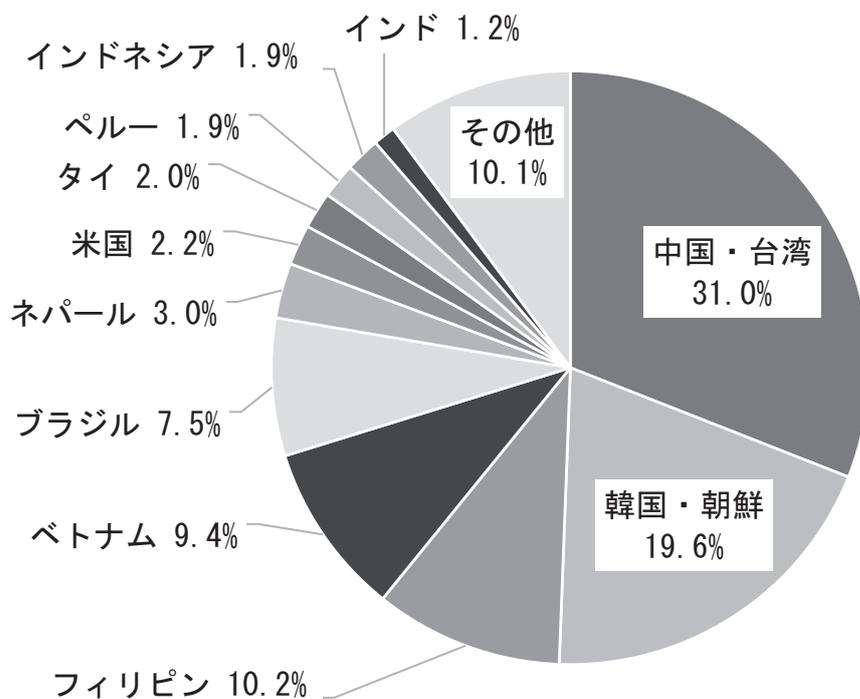


最も多い韓国・朝鮮が78.2%となっており、次いで中国・台湾の9.7%、米国の3.5%、フィリピンの2.2%となっている。

¹¹ 『法務省ホームページ/平成15年版出入国管理（白書）/第1章 外国人の入国・在留等/表13 国籍（出身地）別外国人登録者数の推移』を参考に作成
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyuhaku_index.html（2017年12月22日閲覧）

2017年の国籍別在留外国人の割合は図表2-8のとおりである。

図表2-8 国籍別在留外国人の割合（2017年）¹²

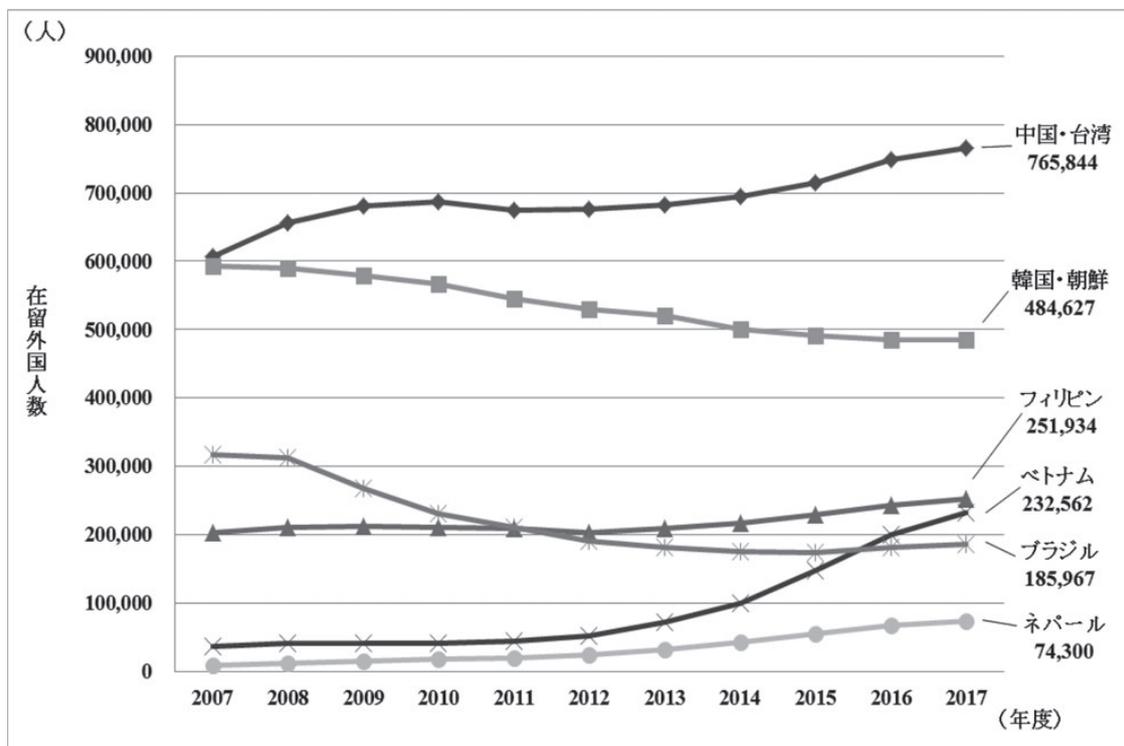


最も多い中国・台湾が31.0%となっており、次いで韓国・朝鮮の19.6%、フィリピンの10.2%となっている。1986年では上位4カ国で全体の9割以上を占めていたが、最も多かった韓国・朝鮮の割合が大幅に減少し、中国・台湾、フィリピン、ベトナムおよびブラジルといった国の割合が増加している。また、全体の在留外国人が増加している中、ネパール、ペルーおよびタイといった国も一定の割合を占めており、在留外国人の多国籍化が進んでいることが分かる。

次に、在留外国人の主要国籍について、近年の推移を確認する。図表2-9は、2007年度から2017年度までの国内における主要国籍別在留外国人数の推移である。

¹² 『法務省ホームページ/在留外国人統計（旧登録外国人統計）/第1表国籍・地域別在留資格（在留目的）別在留外国人（2017年6月末）』を参考に作成
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001196143>（2017年12月22日閲覧）

図表 2-9 国内における主要国籍別在留外国人数の推移（2007-2017 年度）¹³



韓国・朝鮮については、特別永住者¹⁴が多数を占めており、高齢化に伴う死亡や日本人への帰化などにより年々減少している。また、2007年度では3番目に外国人数が多かったブラジルは、リーマンショックをきっかけとした日本国内の経済状況の悪化および東日本大震災の影響を受け、帰国者が増加した。その結果、直近10年間で在留ブラジル人は4割減少し、2017年度では5番目となっている。

一方、フィリピン、ベトナムおよびネパールは、留学生や技能実習生として来日する人が増加し、特にベトナムについては10年間で6倍に増加している。また、中国・台湾についても大きく増加しており、従来から在留している人たちとは別に、新たな人々が増加していることが分かる。

¹³ 『法務省ホームページ/在留外国人統計（旧登録外国人統計）』を参考に作成

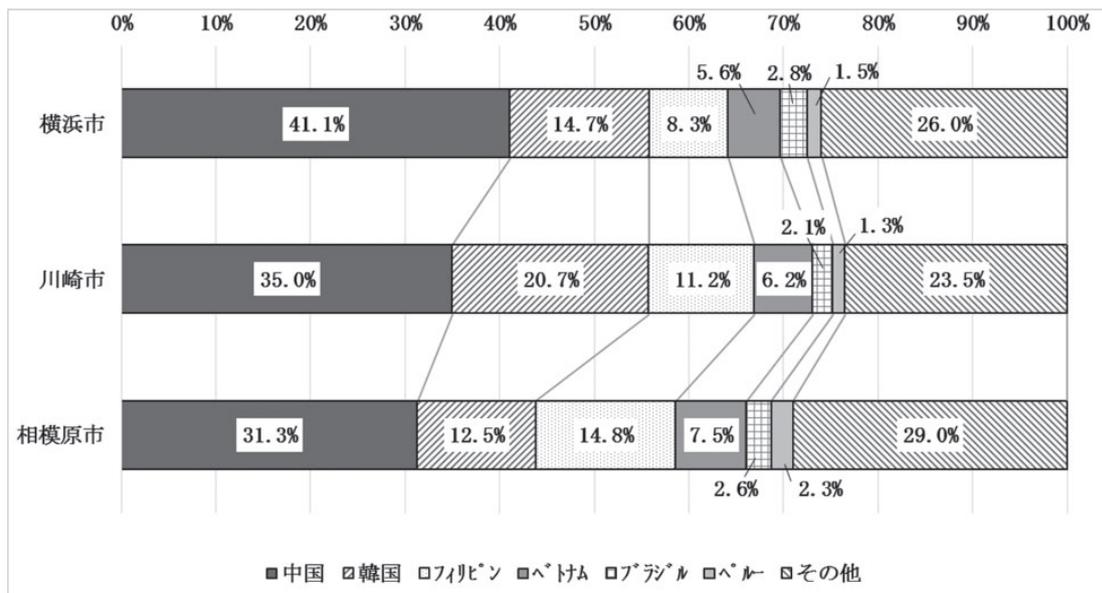
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html（2017年12月22日閲覧）

¹⁴ 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格であり、主に第2次世界大戦終戦前から引き続き居住している在日韓国人、朝鮮人、台湾人およびその子孫がこの資格を有する。

(2) 県内市町村における在留外国人の国籍別構成

次に、神奈川県内市町村の在留外国人の国籍の状況について確認する。図表2-10は、県内市町村の在留外国人数上位3自治体における国籍別構成である。

図表2-10 在留外国人数上位3自治体における国籍別構成（2017年）¹⁵

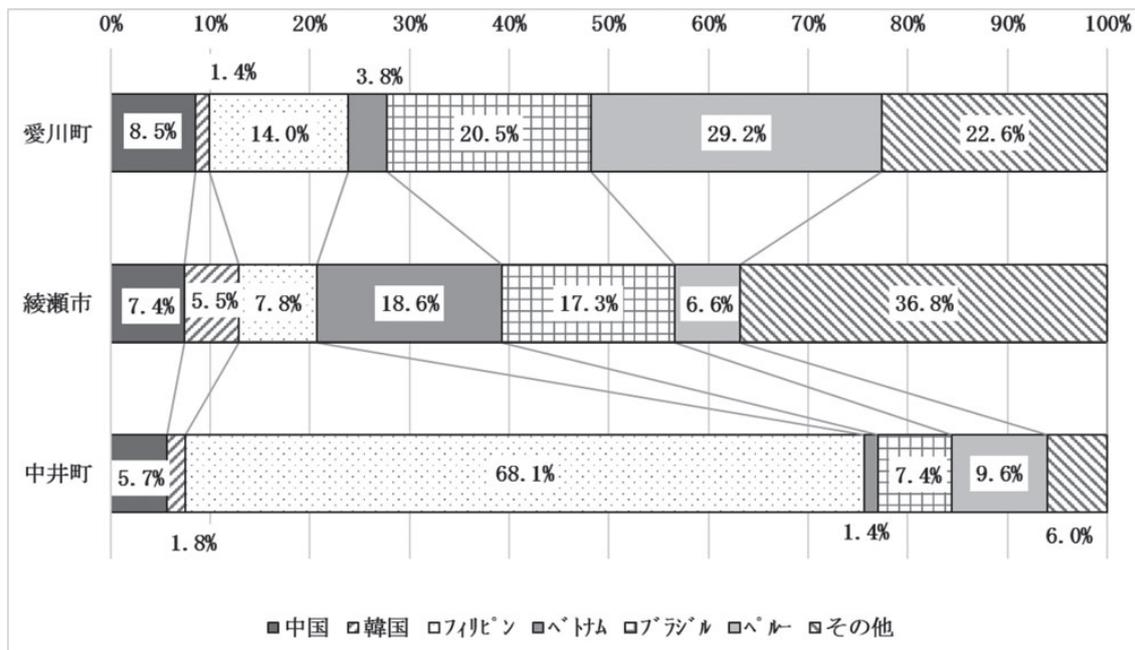


在留外国人数上位3自治体である横浜市、川崎市および相模原市のような人口の多い自治体では、国内と同様に中国および韓国が構成の多くを占めており、次いでフィリピン、ベトナムが多くなっている。

図表2-11は、在留外国人が人口に占める割合の上位3自治体における国籍別構成である。

¹⁵ 『神奈川県ホームページ/県内外国人統計（外国人登録者統計）/2017年（平成29）年1月1日現在』を参考に作成
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4695/>（2017年12月22日閲覧）

図表 2-11 在留外国人が人口に占める割合上位 3 自治体における国籍別構成
(2017 年)¹⁶



人口に占める割合の上位 3 自治体である愛川町、綾瀬市および中井町においては、国籍構成が大きく異なる。3 市町とも中国および韓国の割合が低く、愛川町ではペルーが、綾瀬市ではベトナムが、中井町ではフィリピンが多くを占めている。在留外国人数の多い自治体の国籍構成は、国内における構成比とおおむね同様の結果となるが、在留外国人が人口に占める割合が高い自治体の国籍構成を見ると、その地域に応じた特色があることが分かる。

3 留学生数の推移

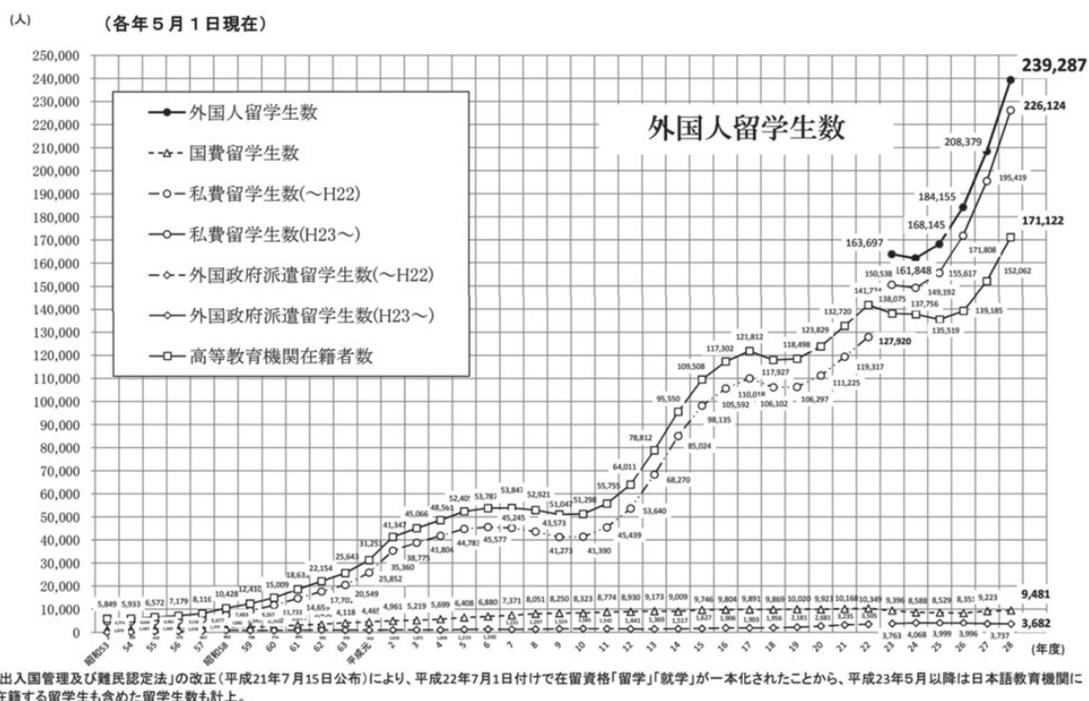
(1) 国内の推移

図表 2-12 は、1978 年度から 2016 年度での国内における外国人留学生数の推移である。

¹⁶ 『神奈川県ホームページ/県内外国人統計（外国人登録者統計）/2017 年（平成 29）年 1 月 1 日現在』を参考に作成

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4695/>（2017 年 12 月 22 日閲覧）

図表 2-12 国内における外国人留学生数の推移（1978-2016 年度）



出典：独立行政法人日本学生支援機構『平成 28 年度外国人留学生在籍状況調査結果』

近年、留学生の数は大幅に増加している。この増加の大きな要因の一つとして、2008年に政府が発表した「留学生 30 万人計画」¹⁷がある。これは、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大するグローバル戦略を展開する一環として、2020年を目途に留学生受け入れ 30 万人を目指す計画である。この計画に基づき、日本ファンを増やして日本および大学などへの関心を呼び起こし留学希望に結び付ける動機付けから、卒業生が日本社会に定着し活躍するために、大学などはもとより産・官・学が連携した就職支援や受け入れ、在留期間の見直しなど、卒業・修了後の進路に至るまでの政策を実施している。

図表 2-13 は、2008 年から 2016 年までの国内における留学生増加数および増加率である。

¹⁷ 日本の大学などの高等教育機関に在籍する学生約 300 万人に対し、非英語圏であり先進国であるドイツおよびフランスと同等の留学生割合（10%）を目指すもの

図表 2-13 国内における留学生増加数および増加率（2008-2016 年）¹⁸

	留学生数(人)		増加数(人)	増加率(%)
	2016 年	2008 年		
留学生総数	239,287	123,829	115,458	93.2
出身国・地域別留学生数（上位5カ国・地域）				
中国	98,483	72,766	25,717	35.3
ベトナム	53,807	2,873	50,934	1,772.9
ネパール	19,471	1,476	17,995	1,219.2
韓国	15,457	18,862	▲ 3,405	▲18.1
台湾	8,330	5,082	3,248	63.9

留学生 30 万人計画が発表された 2008 年と比べて、留学生総数はほぼ 2 倍になっている。以前は中国、韓国および台湾からの留学生が全留学生の約 8 割を占めていたが、ベトナムおよびネパールからの留学生が大幅に増加し、現在では中国に次ぐ留学生数となっている。

（2）神奈川県内の推移

日本への留学生は増加していることが分かったが、神奈川県においてはどうか。図表 2-14 は、2008 年から 2016 年までの神奈川県内における留学生増加数および増加率である。

¹⁸ 『独立行政法人日本学生支援機構ホームページ/外国人留学生在籍調査』を参考に作成
http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/index.html (2017 年 12 月 22 日閲覧)

図表 2-14 神奈川県内における留学生増加数および増加率(2008-2016年)¹⁹

	留学生数(人)		増加数(人)	増加率(%)
	2016年	2008年		
留学生総数	11,256	5,689	5,567	97.9
出身国・地域別留学生数(上位5カ国・地域)				
中国	4,655	3,125	1,530	49.0
ベトナム	2,218	128	2,090	1,632.8
ネパール	1,178	99	1,079	1,089.9
韓国	736	1,028	▲292	▲28.4
台湾	401	223	178	79.8

神奈川県においても、国内と同様に2008年と比べて留学生数はほぼ2倍となっており、ベトナムおよびネパールからの留学生が大幅に増加している。

神奈川県には、それぞれ人数は少ないものの、世界の各地から留学生が集まっており、2017年5月1日現在、120カ国・地域²⁰出身の留学生が在留している。留学生には、母語のほかに英語や日本語を話せる学生も多いことから、さまざまな言語に対応できる人材が多く神奈川県にいたることが分かる。

4 まとめ

国内における定住外国人の数は増加傾向にあり、神奈川県内においても同様に増加傾向にある。これについては、高度専門職などの新たな在留資格の創設や、国家戦略特区での外国人の受け入れ促進、そして留学生30万人計画や技能実習制度の拡充を目指す国家政策を受け、今後も定住外国人の数の増加と多様化が見込まれる。

定住外国人の国籍は、以前は中国や韓国といった主要数カ国で在留外国人の大

¹⁹ 『神奈川県ホームページ/神奈川県内大学等在籍留学生調査』を参考に作成
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5540/> (2017年12月22日閲覧)

²⁰ 『神奈川県ホームページ/神奈川県内大学等在籍留学生調査』参照
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5540/> (2017年12月22日閲覧)

半を占めていたが、現在はフィリピンやベトナムをはじめとするさまざまな国の人が日本に定住しており、定住外国人の多国籍化が進んでいる。また、その国籍構成は市町村ごとに大きく異なり、神奈川県内の市町村においても地域に応じた多様性を持っていることが確認できた。

定住外国人の増加および多様化の一因となっている留学生についても、神奈川県には多くの外国人留学生が定住しており、今後ますます増加・多様化していくと考えられる。

近い将来、神奈川県全体でも総人口が減少に転ずることが推計されており、増加・多様化していく定住外国人の存在は、自治体の持続的な行政運営にとって、今後、より重要性を増すだろう。

第3章 外国人施策の状況

第3章では、日本における在留外国人数の増加および多様化がもたらすさまざまな問題に対し、行政はどのような取り組みを行っているのか、これまでの外国人施策の状況と現状について整理する。

1 国における外国人施策の状況

(1) これまでの流れ

第二次世界大戦終了後、日本に在留する外国人の多くは、戦前に朝鮮半島から日本に渡ってきた韓国・朝鮮籍者とその子孫(在日コリアン)で占められていた。

1980年代半ばになると、アジア諸国から観光や留学を名目に入国した後、不法就労するケースが増加し、社会問題となった。これを受け、1988年に内閣官房に外国人労働者問題関係省庁連絡会議²¹が設置され、社会秩序の維持や治安対策への対応を行ってきた。このような治安対策に加え、バブル景気による深刻な人手不足への対応の必要性を背景として、1990年には入管法が改正され、南米諸国を中心とした日系外国人と3世までの子孫および配偶者に対し、日系という身分に基づく、すなわち、就労が制限されない在留資格が付与された。

この資格を所持する在留者は、オールドカマー²²である在日コリアンに対してニューカマー²³と呼ばれ、短期間に多数が来日し、電機や輸送機器の製造拠点周辺に集住した。代表的な集住都市には静岡県浜松市、愛知県豊田市、群馬県大泉町などがある。

1990年代には、少子高齢化に伴う人手不足を背景に技能実習制度が創設され、新たな外国人労働者を受け入れることとなった。

このような状況から、旧自治省は地域の国際化施策の一環として、1989年に地域国際交流推進大綱の策定に関する指針²⁴を策定し、自治体における外国人の活

²¹ 警察庁、法務省はじめ12省庁15人の局長などが構成員となっている。社会秩序の維持や治安対策への対応を任務としてスタートしたが、在留外国人の増加に伴い、日常生活上の困難(教育や住居の確保など)に直面する外国人が増える一方、地元社会とのトラブルも生じたことから「生活者としての外国人」への対応が追加された。

²² 第二次世界大戦以前から日本に住んでいた朝鮮半島出身の人とその子孫、中国・台湾からの華僑とその子孫といった、いわゆる「特別永住者」の人々を指す。

²³ 1980年代から日本に入り始め、定住した外国人を指す。日系人や外国人労働者が多い。

²⁴ 都道府県および指定都市における地域国際交流推進大綱の策定に資するため、国が策定した指針

動しやすいまちづくりを促した。さらに、増加していく定住外国人に対し、生活者としての外国人という視点からの政策アプローチが必要となり、2006年には総務省が多文化共生プラン²⁵の策定を全国の市町村に対して求めることとなった。

2008年に発表された留学生30万人計画では、日本への留学生を、2020年までに当時の14万人から30万人に増やすという目標を掲げ、グローバルな時代の中で、日本が高度人材の大きな供給源となる留学生を積極的に受け入れていくことを施策として打ち出した。

また、同じく2008年にはリーマンショックが起き、外国籍派遣労働者の多くが職・住居を失い、相当数のニューカマーが本国に帰国する一方で、日本での定住を選択するニューカマーも多く、その対策として2009年に日系定住外国人施策推進会議²⁶を内閣府に設置し、大量失職問題への対応に当たってきた。

2011年の東日本大震災の発生時には、在留外国人の帰国者が増える一方で、定住外国人に対する防災対策の必要性という新たな課題を認識することとなった。

2013年の日本再興戦略²⁷では、留学生の受け入れ拡充や高度外国人材の受け入れ、技能実習生の受け入れ、生活環境の整備などを掲げている。その具体的施策である国家戦略特区の創設では、これまでに10区の特区が認定されており、外国人材関連では、福岡市における創業外国人材の受け入れ促進や、神奈川県における家事支援外国人材などがある。

2016年には、第三次安倍内閣の目玉となるニッポン一億総活躍プラン²⁸が示された。ここでの活躍の客体は、主に高齢者や女性、障害者が想定されることが多いが、日本で働く外国人にも言及している。プランでは、外国人材を、日本経済のイノベーション力を強化し、日本の成長を担う人材の一部として位置付けている。

²⁵ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを趣旨とした地域づくりの指針

²⁶ 内閣府特命担当大臣を議長とし、関係省庁の副大臣などを構成員とする、リーマンショックで行き場を失った日系南米人への対応を任務としてスタートした会議。近年、日系外国人の長期滞在志向の強まりを受け、医療や年金、出産、子育てなど生活に密着した公共サービスや、大規模震災の経験を踏まえた防災・安全確保が議題に加わっている。

²⁷ 第二次安倍内閣が掲げる成長戦略。製造業の国際競争力強化や高付加価値サービス産業の創出による産業基盤の強化、医療・エネルギーなど戦略分野の市場創造、国際経済連携の推進や海外市場の獲得などを掲げている。

²⁸ 女性も男性も、高齢者も若者も、障害や難病のある人も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて中長期的に実施する政策パッケージ

ここまで見てきた、在留資格に係る入管法や制度の主な改正について整理すると、図表3-1のようになる。

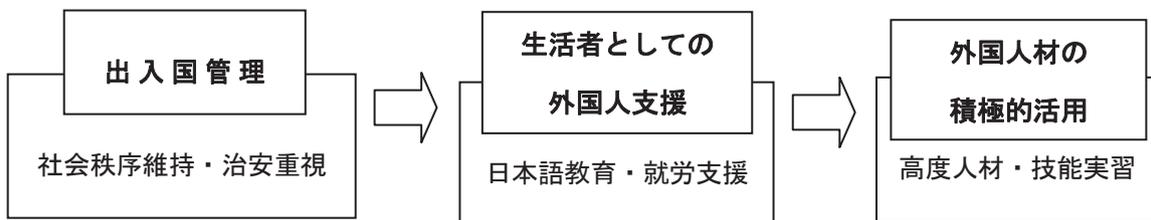
図表3-1 在留資格に係る入管法などの主な改正

1990年	在留資格の再編（「定住者」の創設など）
1993年	技能実習制度の開始
2006年	在留資格「特定活動 ²⁹ 」の創設
2009年	新たな在留管理制度 ³⁰ の導入、在留資格「技能実習」の創設
2014年	在留資格「高度専門職 ³¹ 」の創設
2016年	在留資格「介護」の創設

今後は、2020年開催予定の東京オリンピックを見据え、さらなる外国人材の受け入れや、定住外国人の高齢化など、新たな課題への対応が必要になってくるとともに、ますます多様化していく定住外国人が地域の担い手として社会参画できるような環境を整えることが求められる。

このように、国の外国人施策は、第一段階として、社会的秩序維持や治安を重視した出入国管理、第二段階として、日本語教育や就労支援といった生活者としての外国人支援、第三段階として、高度人材や技能実習生といった外国人材の積極的活用へと、その時々³¹の社会的要因を背景とした変遷をたどっている（図表3-2）。

図表3-2 国における外国人施策の変遷



²⁹ 他の在留資格に該当しない活動の受け皿として、法務大臣が個々の外国人について特に活動を指定するもの。例えば、外交官などの家事使用人や大学卒業後の留学生の就職活動などがある。

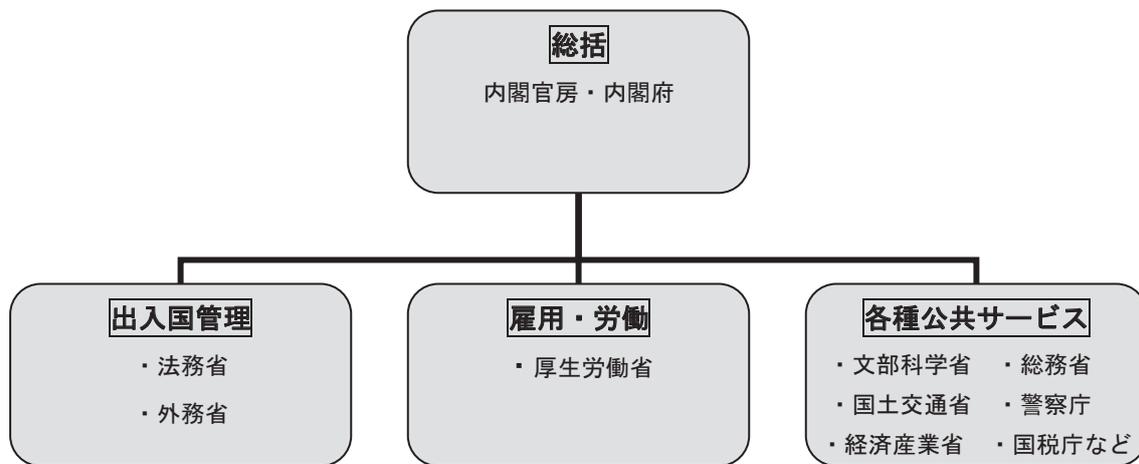
³⁰ 在留カード・特別永住者証明書の交付など。これにより、従来の外国人登録制度が廃止された。

³¹ 専門的な技術や知識を持つ外国人労働者である高度外国人材の活動類型。(イ) 高度学術研究活動、(ロ) 高度専門・技術活動、(ハ) 高度経営・管理活動の3類型がある。

(2) 外国人施策の現状

国の外国人施策の所管は、出入国管理については外務省および法務省、雇用・労働については厚生労働省、その他各種公共サービスについては文部科学省、厚生労働省、総務省などと、複数省庁にまたがるため、それらの総括として内閣官房および内閣府に担当機関が設置されている（図表3-3）。

図表3-3 外国人施策の体制図



上記体制による、現在の国における外国人施策の所管省庁を整理すると図表3-4のようになる。

図表3-4 外国人施策の所管省庁³²

施策分野（主なもの）	内閣府	文科省	外務省	法務省	厚労省	経産省	総務省	警察庁	国交省	国税庁
日本語教育の推進体制整備 （人材育成・カリキュラム周知）		○								
子どもの教育支援（日本語指導教員の加配）		○		○						
職業教育・訓練	○									
多言語での就職相談（ハローワーク）					○					
雇用主への指導・支援、産業界との連携	○	○			○	○				
防災（情報サイトの多言語化）	○		○				○			
防犯・交通安全（各種教室の開催）								○		
住居支援（公営住宅への入居促進）									○	
社会保険・国保など加入促進				○	○					
外国人患者受け入れ環境整備					○					
住民基本台帳制度の運用							○			
地域での相談体制 （定住意向調査・生活相談窓口）	○		○	○						
情報の多言語化 （就学・年金ハンドブック、納税様式）	○	○	○		○			○		○
自治体支援（多文化共生プラン）							○			
外国人定住者の受け入れの必要性などの周知	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

³² 『JRI レビュー2015Vol. 6, No. 25』を参考に作成

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/8192.pdf>（2017年12月22日閲覧）

(3) 国による外国人施策のまとめ

これまでの国における外国人施策を振り返ると、外国人労働者問題関係省庁連絡会議や日系定住外国人施策推進会議、留学生 30 万人計画など、関係省庁が連携し、国をあげて課題に取り組み、一定の成果を上げていることは評価することができる。

一方で、国は、各種情報の多言語化や調査研究、研修、広報といった施策の基盤整備に力を注ぐとともに、ニューカマーの受け入れに始まり、昨今の留学生や外国人材を取り込もうとする、外から迎え入れる視点に立った施策に重心を置いており、外国人の生活に寄り添うような具体性・実効性のある施策については十分に対応できているとは言い難い。前述のニッポン一億総活躍社会プランにおいても、実際に隣人として生活を共にする地域住民や定住外国人の視点に立った施策を見いだすことはできない。

そのため、実際に教育や雇用といった問題に直面する外国人への対応は、定住外国人が集住する自治体、特に市区町村が負っているのが現状である。このことは、地域の実情に即した工夫やノウハウが生まれてくるというメリットがある一方、制度、法令上の裏付けや予算措置が不十分なため、自治体独自で取り組んでいくには限界がある。

地方分権の流れの中で、国の役割を考えれば、地域の実情に応じた具体的な施策を打ち出すことは難しく、問題を抱える当事者である市区町村での対応が合理的な手法とも言える。従って、総務省が多文化共生プランの策定を全国の自治体に促したことにより、市区町村レベルでの施策推進のきっかけとなったように、現在の外国人施策の柱となる「外国人材の積極的活用」についても、市区町村が取り掛かりやすい環境を整備することが国には求められる。

さらには、外国人の「活用」から「活躍」という視点を持って、国はビジョンを示していくべき段階に差し掛かっているのではないだろうか。

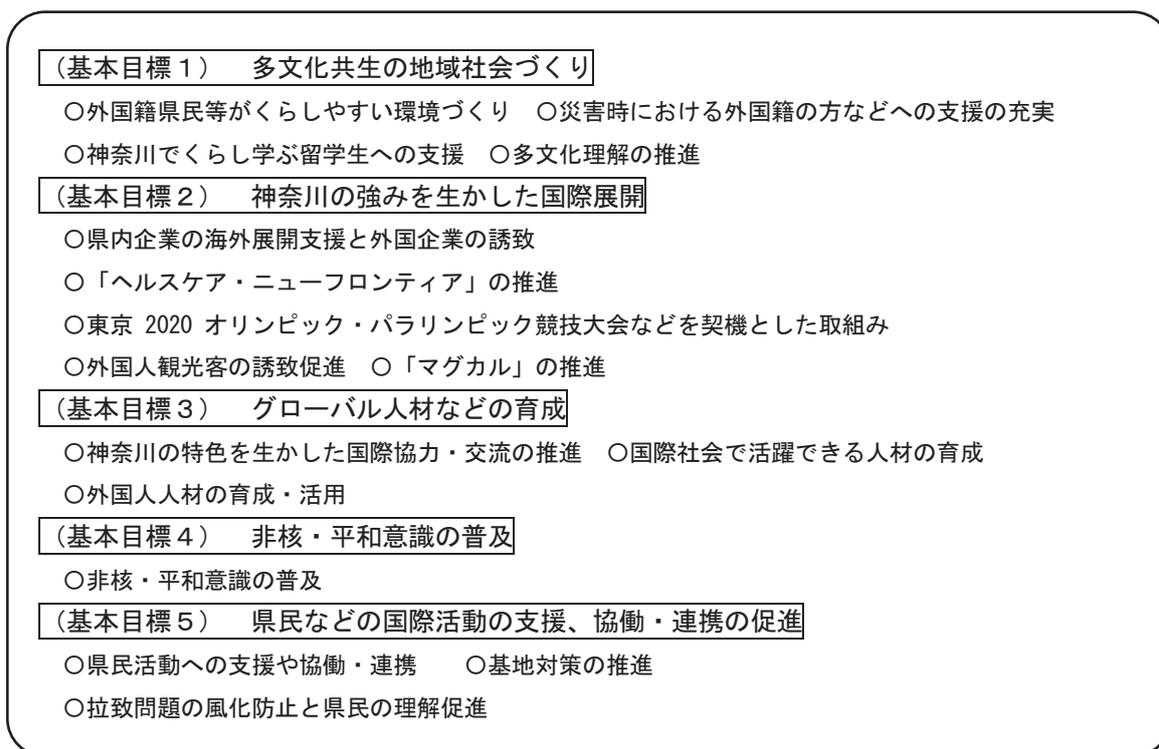
2 神奈川県における外国人施策の状況

第 2 章で見てきたとおり、神奈川県における在留外国人は、2017 年 1 月 1 日現在で 18 万 5,000 人を超え、今後も増加、多様化が見込まれる。そのような背景を持つ神奈川県の外国人施策の現状について考察する。

(1) 総合的な国際施策への取り組み

神奈川県では、国の地域国際交流推進大綱の策定に関する指針に基づき、国際施策の計画的な実施に向け、1991年5月に、かながわ国際政策推進プラン³³を策定した。以降、国際環境の変化に対応するために改定を重ね、2017年3月に神奈川県の魅力や先進的な取り組みを世界に発信し、神奈川県の強みを活かした積極的な取り組みを進めるため、国際施策を展開するに当たっての考え方や方向性を示した、かながわ国際施策推進指針（第4版）を策定した。神奈川県では、この指針による五つの基本目標と具体的な取り組みを進めるための16の施策の方向に沿って、外国籍県民が暮らしやすい環境づくりや多文化理解の促進、外国人人材の育成・活用などの各種施策を実施している。施策の体系は図表3-5のとおりである。

図表3-5 かながわ国際施策推進指針（第4版）の体系³⁴



³³ 神奈川県における国際施策の総合的かつ計画的な推進のために策定されたプラン

³⁴ 『神奈川県ホームページ/かながわ国際施策推進指針』を参考に作成

<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/871791.pdf> (2017年12月22日閲覧)

(2) 国際施策を推進する会議

神奈川県では、国際社会の変化に対応した国際施策の推進について、有識者などの意見を聴取し協議するため、かながわ国際政策推進懇話会³⁵を設置しており、国際施策の推進に関すること、かながわ国際施策推進指針に関することなどについて協議を行っている。

また、外国籍県民の県政参加を推進し、外国籍県民が自らに関する諸問題を検討する場を確保し、共に生きる地域社会づくりへの参画を進めることを目的に、外国籍県民が構成委員となる外国籍県民かながわ会議³⁶を設置しており、外国籍県民に係る施策に関すること、外国籍県民の視点を活かした地域づくりに関することなどについて協議し、知事に施策の提言を行っている。

(3) 外国籍県民に関する施策

① 多言語による各種サービス³⁷

神奈川県に住む外国人は年々増加しており、日本語を母語としない人も安心して快適に暮らせる環境づくりが急務となっている。

そのため、神奈川県では庁内案内表示や印刷物、ホームページなどの多言語での情報提供を推進するとともに、2016年度より、保健医療・子育て支援・災害などに関して多言語による情報支援を行う多言語支援センターかながわ³⁸を設置し、日本語を母語としない外国籍県民が安心・安全に過ごすことができる環境づくりを進めている。

多言語によるコミュニケーション支援の一環として、医療、保健、福祉、子育てなどの日常生活に必要な情報、生活習慣に関することなどについて、多言語で対応できるコールセンター「多言語ナビかながわ」を運営している。現在、英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、スペイン語およびやさしい日本語に対応して

³⁵ 学識経験者、関係団体の代表、外国籍県民などで構成される神奈川県の国際施策の推進について有識者などの意見を聴取し協議するための協議会

³⁶ 外国籍県民の県政参加促進、諸問題の検討、共に生きる地域社会づくりへの参画の推進を目的とした、外国籍県民で構成される会議体

³⁷ 多言語による各種サービスの実績などについては、『神奈川県ホームページ/かながわ国際政策推進懇話会/第13期・第2回議事録』を参考に作成

<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/892100.pdf> (2017年12月22日閲覧)

³⁸ 外国籍県民や来県外国人への情報提供・通訳支援、外国籍県民に関わる人材の育成、スキルアップ研修、希少言語の専門人材の確保などを実施するセンター。神奈川県より事業を受託した、かながわ国際交流財団とNPO法人M I Cかながわが共同で運営している。

おり、年間 900 件ほどの問い合わせに対応している。なお、図表 3 - 6 は多言語ナビかながわの広報カードである。

図表 3 - 6 多言語ナビかながわ広報カード³⁹

言語と曜日	月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri
英語 English		●	●		
中国語 Chinese	●			●	
タガログ語 Tagalog	●	●			
ベトナム語 Vietnamese				●	●
スペイン語 Spanish			●		●
やさしい日本語 Easy Japanese	●	●	●	●	●

TEL 045-316-2770
 時間 9:00~12:00 / 13:00~17:15 (月~金)
 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
 かながわ県民センター13階 (多言語支援センターかながわ内)
 横浜駅西口・きた西口を出て、歩いて5分
 Yokohama-shi, Kanagawa-ku, Tsunoyu-cho, 2-24-2
 Kanagawa Keramin Center 13F
 神奈川県 (K.P.G.) から委託された2団体が行います。
 (公財) かながわ国際交流財団 (Kanagawa International Foundation)
 MIC かながわ (Multi-language Information Center Kanagawa)
 http://www.kifjp.org/kmic
 発行: 2017年4月

Tagengo Navi Kanagawa
 多言語ナビかながわ
 Multilingual Navigation Service
 にほんご English 中国語
 Tagalog Tiếng Việt Español
 ※本事業は神奈川県からの委託業務です。

また、多言語による一般相談、法律相談を横浜市、川崎市、厚木市の3カ所で実施しており、2016年度は1,220件の相談に対応している。なお、横浜市栄区にある地球市民かながわプラザでは、多言語による外国人教育相談を実施しており、2016年度は1,022件の相談に対応している。

さらに、公的機関や外国籍県民からの依頼に基づき、学校での面談や行政窓口での相談などの外国籍県民への公的サービスの提供や短期滞在外国人への緊急対応を行う際の通訳支援として、かながわ一般通訳支援事業を実施しており、2017年3月21日現在、26の言語⁴⁰に対応できる体制を整え、派遣件数も年々増加している。

また、外国籍県民が安心して医療を受けられるよう医療機関からの依頼を受けて、医療通訳相談窓口のコーディネーターが医療通訳者を派遣する医療通訳派遣システム事業を実施している。2017年3月21日現在、12の言語⁴¹に対応しており、利用は年々増えている状況で、2016年度は6,227件の派遣を実施している。

³⁹ 『公益財団法人かながわ国際交流財団ホームページ/「多言語ナビかながわ」(カード)』を参考に作成
http://www.kifjp.org/wp/wp-content/uploads/2016/06/card_jpn.pdf (2017年12月22日閲覧)

⁴⁰ 対応言語: 中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、英語、タイ語、ベトナム語、カンボジア語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、インドネシア語、ルーマニア語、ベンガル語、アラビア語、ミャンマー語、ヒンディー語、ネパール語、ウルドゥー語、トルコ語、リトアニア語、モンゴル語、ラカイン語、マレーシア語、イタリア語

⁴¹ 対応言語: 中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、英語、タイ語、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語、ロシア語、フランス語

② 外国人留学生への支援

現在、神奈川県内には大学、短期大学、専修学校などに1万1,000人を超える外国人留学生がおり、留学生数は全体的に増加傾向にある。

そうした中、神奈川県では、留学生など神奈川県に親しみを持つ国内外の外国人や、外国人を支える人々の集まりであるかながわ国際ファンクラブ⁴²を運営し、神奈川県の魅力的な情報の発信や交流を推進している。

また、横浜市神奈川区にあるかながわ県民センターで実施しているかながわ国際ファンクラブの「KANAFAN STATION」では、外国人留学生と支援団体が自由に交流できるスペースを設置しており、母語での日常生活の悩み相談や就職活動のサポート、その他アルバイトや住居探しなど、外国人留学生の総合的な支援に取り組んでいる。

なお、神奈川県では、県内の企業に就職を希望する留学生を支援するため、合同会社説明会・インターンシップ説明会や企業見学会、就職支援セミナーなどを実施している。

(4) 神奈川県による外国人施策のまとめ

神奈川県の外国人施策を振り返ると、多言語による一般相談、専門相談窓口の設置、一般通訳派遣事業、コールセンターの設置などの多言語による各種サービスの実施、留学生支援など、市町村が単独で実施することが難しい施策を広域的に実施している点については一定の評価をすることができる。

しかしながら、それらの施策の多くは日本人と外国人が共生することを主眼においた施策にとどまっている。そのような中で、神奈川県では外国人看護師、介護福祉士候補者の資格取得支援⁴³、国の国家戦略特区認定事業である外国人家事支援人材の試行的受け入れ⁴⁴など、外国人人材の育成・活用といった施策を推進しているが、それらの施策も、日本人では人が集まりにくい職種に外国人を活用しようという、日本人の視点で活躍できる場を限定している施策と言えるのでは

⁴² 神奈川の魅力的な情報の発信や人と人との交流などを目的とした、神奈川県に親しみを持つ国内外の外国人や、その外国人を支える人々の集まり

⁴³ EPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対して候補者の習得度などに応じた学習支援を実施している。

⁴⁴ 女性の活躍推進や、家事支援ニーズへの対応のため、外国人家事支援人材の受け入れ事業を試行的に実施している。

ないだろうか。

もちろん、そういった施策の必要性や重要性を否定するわけではないが、定住外国人が増加、多様化する現状において、地域の課題を解決するためには、定住外国人にさらに活躍してもらう施策が必要ではないだろうか。

住民に最も近い基礎自治体として、定住外国人に行政サービスを提供する主体は市町村である。そのため、神奈川県には県内の市町村が単独で実施することが難しい施策を広域的に推進することはもちろんのこと、定住外国人が地域で活躍できるよう、市町村が実施する外国人施策の支援や企業、NPO、NGOなどの民間団体、大学などとの連携・協働の推進への協力、外国人施策における専門人材の育成などが今後一層求められている。

3 市町村における外国人施策の状況

国の施策でも述べたとおり、入管法の改正に伴うニューカマーの増加と定住化に伴い、国は外国人の活動しやすいまちづくりを推進した。このことにより、1990年代になると一部の市区町村において、外国人施策の体系化、統合化が進み、基本指針や基本計画を策定するところも現れた。

そのような状況の中、2001年5月には静岡県浜松市の呼びかけにより、ニューカマーが多数集住する市町が外国人集住都市会議⁴⁵を設立し、定住外国人施策について情報交換と国への提言を行いながら、地域で顕在化する課題に取り組んでいる。

さらに、2006年に国が全国の自治体に対し多文化共生プランの策定を促したことにより、市区町村において、外国人施策の必要性について意識付けが行われた。

しかしながら、市区町村における外国人施策の特徴として、定住外国人の多い地域では積極的な施策推進に取り組んでいるが、定住外国人が少ない地域では消極的な傾向にあり、自治体ではなく、国際交流協会が主に取り組むにとどまることも少なくない。

神奈川県内の市町村においても、定住外国人数、国籍、地域特性などに応じた

⁴⁵ ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政ならびに地域の国際交流協会などをもって構成する組織。現在、静岡県の浜松市や愛知県の豊田市など、全国22の市町が会員都市となっている。

外国人施策を実施しているが、外国人施策の取り組み状況はさまざまである。

そのような背景を持つ神奈川県内の市町村の外国人施策の現状について考察する。

(1) アンケート調査

神奈川県内の市町村ごとの外国人施策について把握するため、県内 33 市町村に対して、5 項目からなるアンケート調査を実施した。アンケート調査の結果は次のとおりである。

① 回収結果

アンケートの回収結果は図表 3-7 のとおりである。

図表 3-7 アンケートの回収結果

標本数	33 標本
有効回収数	32 標本
有効回収率	97.0%

② 市町村で実施している定住外国人施策および取り組み

市町村が実施している定住外国人施策などについては、「ホームページの多言語化」が 24 市町村 (75.0%) で実施しており、次いで「医療通訳派遣などの医療・福祉支援」が 18 市町村 (56.3%)、「外国籍の子どもに対する就学・教育支援」が 16 市町村 (50.0%) であった。

一方、「外国人住民に対する地域コミュニティ（自治会など）への参加促進」、「外国人住民のコミュニティ形成支援」を実施しているのは、それぞれ 3 市町村 (9.4%) のみであった（図表 3-8）。

このことから、情報の多言語化や通訳支援などの言語の壁を解消するための施策はある程度実施されているが、地域において日本人住民と外国人住民をつなぐ施策または外国人住民同士をつなぐための施策はほとんど行われていないことが分かる。

図表 3-8 実施している定住外国人施策および取り組み

(複数回答可)

項 目	回答数	割 合
①多言語での一般相談窓口開設	10	31.3%
②多言語での専門相談窓口開設	4	12.5%
③広報紙、案内などの多言語化	14	43.8%
④ホームページの多言語化	24	75.0%
⑤通訳の派遣などのコミュニケーション支援	9	28.1%
⑥医療通訳派遣などの医療・福祉支援	18	56.3%
⑦多文化共生施策の計画・プランの作成	5	15.6%
⑧日本語学習支援団体、ボランティアなどへの支援	12	37.5%
⑨外国籍の子どもに対する就学・教育支援	16	50.0%
⑩防災対策（防災訓練など）	12	37.5%
⑪外国人住民に対する地域コミュニティ（自治会など）への参加促進	3	9.4%
⑫外国人住民のコミュニティ形成支援	3	9.4%
⑬その他	5	15.6%

※ 割合は「回答数÷有効回収数」で算出

③ 定住外国人が活躍しているまたは活躍が期待される施策の分野

定住外国人が活躍しているまたは活躍が期待される施策の分野について、定住外国人が活躍している分野では「観光」が4市町村（12.5%）と最も多く、活躍が期待される分野では「地域コミュニティ」、「まちおこし」が、それぞれ10市町村（31.3%）で最も多くなっている。

一方、全ての項目において「どちらでもない」が回答の半数以上を占めていることから、市町村が施策の推進や地域課題の解決において、定住外国人の活躍の可能性を認識していないことが分かる（図表3-9）。

なお、定住外国人が「活躍している」と回答した市町村の具体的事業内容については、定住外国人を対象としたモニターツアーの実施、インバウンド施策推進のためコーディネーターとしての参画など観光に関するものや、外国籍市民懇話会の委員としてイベントの企画、開催など、まちおこし、文化創造に関するものがあげられた。

図表 3-9 定住外国人が活躍しているまたは活躍が期待される施策の分野

項 目	活躍している		活躍が期待される		どちらでもない	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①観光	4	12.5%	8	25.0%	19	59.4%
②防災	0	0.0%	8	25.0%	22	68.8%
③地域コミュニティ	1	3.1%	10	31.3%	19	59.4%
④まちおこし	1	3.1%	10	31.3%	19	59.4%
⑤産業振興	2	6.3%	7	21.9%	20	62.5%
⑥文化創造	2	6.3%	7	21.9%	21	65.6%
⑦その他	1	3.1%	0	0.0%	0	0.0%

※ 割合は「回答数÷有効回収数」で算出

④ 自治体内の外国人の団体やコミュニティなどの把握

市町村内の外国人団体などの把握については、「把握している」が5市町村(15.6%)となっており、「把握していない」が27市町村(84.4%)となっている(図表3-10)。

このことから、多くの市町村が市町村内の外国人団体などについて把握していないことが分かる。

なお、「把握している」と回答した市町村からは、地域で活躍する国籍ごとの団体や教会のグループ、NPOやボランティア団体の支援グループなどがあげられた。

また、団体などの把握方法としては、団体からの情報提供、市主催事業における団体などの参加・協力、国際交流協会などの関係団体が主催するイベントへの参加、日頃の相談業務などがあげられた。

図表 3-10 外国人の団体やコミュニティなどの把握状況

項 目	回答数	割合
①把握している	5	15.6%
②把握していない	27	84.4%

※ 割合は「回答数÷有効回収数」で算出

⑤ 定住外国人施策に係る関係団体との連携について

定住外国人施策に係る関係団体との連携について、連携している団体は「神奈川県」が17市町村（53.1%）と最も多く、次いで「他の市区町村」、「NPO・NGOなどの支援団体」が、それぞれ9市町村（28.1%）となっている。

また、今後連携したい団体では、「地域の自治会」、「地域の外国人コミュニティ」が、それぞれ9市町村（28.1%）で最も多くなっている。

一方、「連携の予定もない」という回答も高い値を示している（図表3-11）。

なお、「連携している」または「今後連携したい」と回答した市町村のうち、「その他」と回答した市町村では、2020年東京オリンピックのホストタウンや地元の大学などがあげられた。

図表3-11 定住外国人施策に係る関係団体との連携の状況

項目	連携している		今後連携したい		連携の予定もない	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
①神奈川県	17	53.1%	1	3.1%	13	40.6%
②他の市区町村	9	28.1%	6	18.8%	17	53.1%
③地域の自治会	3	9.4%	9	28.1%	19	59.4%
④地域の外国人コミュニティ	4	12.5%	9	28.1%	18	56.3%
⑤NPO・NGOなどの支援団体	9	28.1%	6	18.8%	16	50.0%
⑥地元の商工会や農協など	2	6.3%	6	18.8%	23	71.9%
⑦地元の文化振興団体など	3	9.4%	7	21.9%	21	65.6%
⑧その他	4	12.5%	1	3.1%	1	3.1%

※ 割合は「回答数÷有効回収数」で算出

⑥ 定住外国人に係る施策の重要性について

定住外国人に係る施策の重要性については、「重要性は増す」と回答した市町村が16市町村(50.0%)、次いで「わからない」と回答した市町村が12市町村(37.5%)、「変わらない」と回答した市町村が4市町村(12.5%)となっている(図表3-12)。

図表3-12 定住外国人に係る施策の重要性

項目	回答数	割合
①重要性は増す	16	50.0%
②変わらない	4	12.5%
③重要性は減る	0	0.0%
④わからない	12	37.5%

※ 割合は「回答数÷有効回収数」で算出

なお、「重要性は増す」と回答した理由として、「定住外国人の増加が予想されるため」が12市町村(75.0%)と最も多く、次いで、「定住外国人の多様化(国籍など)のため」が9市町村(56.3%)、「少子高齢化・人口減少社会において外国人の活用・活躍が必要であるため」が6市町村(37.5%)となっている(図表3-13)。

このことから、多くの自治体が定住外国人の増加や多様化、少子高齢化の社会状況から、定住外国人の施策の重要性は増すと考えていることが分かる。

図表 3-13 定住外国人施策の「重要性は増す」と回答した理由

(複数回答可)

項 目	回答数	割 合
①定住外国人の自治体への要望が高まっているため	3	18.8%
②定住外国人の多様化（国籍など）のため	9	56.3%
③定住外国人の増加が予想されるため	12	75.0%
④外国人受け入れを促進する国の政策的な動きのため	2	12.5%
⑤少子高齢化・人口減少社会において外国人の活用・活躍が必要であるため	6	37.5%
⑥その他	1	6.3%

※ 割合は「回答数÷「重要性は増す」と回答した市町村」で算出

(2) 県内市町村による外国人施策のまとめ

前述したように、住民に最も近い基礎自治体として、地域の実情に応じた具体的な外国人施策を提供することは市町村の責務であると言えるだろう。

しかしながら、外国人施策の実施状況は市町村によってばらつきがある。神奈川県内の市町村のアンケート結果からも、ホームページや広報紙などの多言語化の施策はある程度実施されている一方、地域で暮らす外国人の団体などの把握はほとんど行われておらず、外国人施策における市町村と関係団体との連携も進んでいないことが分かる。

また、半数の市町村が定住外国人の増加、多様化などを理由に定住外国人に係る施策の重要性は増すと考えているが、施策の推進に定住外国人自身に活躍してもらおうという認識は乏しい。

今後、日本の総人口は急激に減少し、少子高齢化がますます進むことが予想される。そういった中で市町村の活力を維持・発展していくためには、外国人を含めた全ての住民が最大限に力を発揮できるような社会づくりが必要不可欠である。

そのため、外国人を地域の課題として捉えるのではなく、地域資源として捉えることで、地域の観光、防災、まちおこし、産業振興、文化振興などさまざまな分野で大きな可能性を秘めていることを私たちは認識すべきである。

第4章 定住外国人の可能性を読み解く

第4章では、実際に定住外国人の能力に着目し、地域にどのような影響を与える存在であるかを、既に定住外国人の活躍施策を展開している自治体などの取り組みを踏まえながら考察する。

1 先進地の視察について

これまで述べてきたことから、定住外国人の現状が把握できた。将来に向け、増加が見込まれる定住外国人を有用な人材と捉え、地域で活躍してもらうことにより、地域の活性化を推進したい。そこで、定住外国人がどのようなところで、どのようなことができるのか、そして、どのような影響を地域に与えることができるのかという、定住外国人の可能性に焦点を当て、既に定住外国人の活躍施策を実施している自治体などの取り組みを参考にしながら見極めていく。

以下、静岡県浜松市、東京都大田区、滋賀県草津市、立命館大学びわこ・くさつキャンパス（滋賀県）、福岡県福岡市、福岡市南区、福岡県留学生サポートセンター（福岡県）の先進事例について、視察調査の結果を報告する。

（1）活躍に向けた体制づくり（静岡県浜松市）

浜松市は、外国人集住都市会議の提案市であるなど多文化共生の先駆者的な存在であり、近年は組織をあげて定住外国人の多様性を生かしたまちづくりに取り組んでいることから、視察を行った。

① 浜松市の概要

浜松市は、静岡県の西部に位置する政令指定都市であり、国内2番目の市域面積を有している（図表4-1）。産業では、楽器産業やオートバイをはじめとした輸送用機器産業など、ものづくりが盛んな地域である。就業者数の産業別割合をみても、全国の政令指定都市の中で、第二次産業の割合が最も高い。こうした経済活動を背景に、多様な文化を持つ外国人市民が多数住んでいるという特徴がある。

浜松市の在留外国人数は2万1,842人で、市の人口の2.7%を外国人が占めて

いる。国籍別では、ブラジルが最も多く、フィリピン、中国、ベトナム、ペルーと続いている。南米地域からの外国人住民が全体の約5割を占め、特にブラジル国籍者数は全国の都市の中で最多である。近年は、技能実習生や留学生などのアジア地域の外国人が増加するなど、国籍の多様化が進んでいる。

図表 4-1 浜松市の位置⁴⁶および外国人人口など⁴⁷の状況



【人口】	806,407人
【面積】	1,558.06 km ²
【世帯数】	331,642世帯
【外国人人口】	21,842人
【外国人割合】	2.7%

② 浜松市の外国人施策

浜松市では、1990年の入管法改正後の外国人の急増、とりわけ南米からの日系人の入国・在留増加に伴い、言葉や生活習慣などの違いから生じた諸課題への対応に迫られ、生活相談や情報提供、日本語教室などさまざまな多文化共生施策を実施してきた。また、外国人集住都市会議の設立を提案するなど、課題解決に向けて他都市や国・県などとの連携を積極的に図ってきた。

そして、外国人市民の定住化が進むことで、日本人市民と同様に、外国人市民が地域の構成員として果たす役割の重要性が高まり、2012年度には浜松市多文化

⁴⁶ 『世界地図 | SEKAICHIZU ホームページ』を参考に作成
<http://www.sekaichizu.jp/> (2017年12月22日閲覧)

⁴⁷ 人口、面積、世帯数、外国人人口は、浜松市「行政区別世帯数人口」(平成29年4月1日現在)による。
http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/gyousei/library/1_jinkou-setai/005_kubetsu.html (2017年12月22日閲覧)

共生都市ビジョン⁴⁸（以下この章において「ビジョン」という。）を策定した。このビジョンでは、従来の支援中心の施策にとどまらない、市民の多様性を積極的に生かしたまちづくりを目指している。

以下、政策形成の過程と実際の取り組み状況を見ていく。

ア 市民の意識実態調査

市民の意識実態調査を1992年以降7回にわたり実施し、施策の基礎資料としている。

調査開始当初は、南米系外国人の就労や生活の実態の調査にとどまっていたが、外国人の多国籍化に伴い、対象を全国籍として拡大したほか、日本人市民に対しても多文化共生に対する意識調査をあわせて実施するなど、調査対象や内容の見直しを行い、実状把握に努めている。

今後の調査では、外国人市民の高齢化、第2世代の子どもたちの就労など、新たな課題に関する設問を加えて実施することも検討している。

こうした継続的な調査を行うことで、施策の有効性の確認や、新たな課題の洗い出しを行い、今後の施策の見直しなどを行うことができる。

イ 施策の指針

浜松市のマスタープランである浜松市総合計画にうたわれている「未来へかがやく創造都市・浜松」の実現に向け、浜松型の多文化共生社会の実現を目指して2012年に策定したのがビジョンである。

このビジョンでは、従来の支援中心の施策にとどまらない、市民の多様性を積極的に生かしたまちづくりを目指しており、この指針に基づいて事業を展開している。

ウ 取り組み拠点の確立

ビジョンに掲げる事業の取り組みに当たっては、浜松市多文化共生センターと浜松市外国人学習支援センターの二つの施設を拠点に、主たる事業を展開してい

⁴⁸ 「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を都市の将来像とした第2次浜松市総合計画の分野別計画の一つとして策定された。計画期間は2013年度から2017年度までの5年間である。

る。この二つの拠点は、ともに公益財団法人浜松国際交流協会が浜松市から委託を受けて運営している。各施設の主な事業内容は、図表4-2のとおりである。

図表4-2 拠点における主な事業内容⁴⁹

<p>多文化共生センター</p> <p>外国人市民の定住化に対応し、多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフの配置をはじめ、多言語による生活相談や情報提供のほか、地域における多文化共生の取り組みや多様性を生かしたまちづくりに関連した事業を実施（以下、事業の抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇入国管理局との連携によるワンストップ相談コーナー ◇地域共生事業（自治会地域活動支援、地域共生自治会会議の開催） ◇人材育成事業 ◇多様性を生かしたまちづくり事業（多文化共生 MONTH など）
<p>外国人学習支援センター</p> <p>外国人の子どもから大人までを対象とした総合的な学習支援の拠点として、日本語教室の開催をはじめ、日本語ボランティア養成講座、多文化体験講座などを市民協働により実施（以下、事業の抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇交流イベントの開催 ◇外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援事業 ◇外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業

多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフが配置され、地域における多文化共生の調整役として、自治会などとの連携、人材育成、団体や個人のネットワーク強化などに取り組んでいる。事業実施に当たっては、相談内容をヒントに、定住外国人とともに企画を行うことで、より外国人コミュニティのニーズに沿った効果的な事業を実施し、事業運営を通してコミュニティの把握と信頼関係の構築が可能となっている。

こうした拠点が確立することで、外国人市民の活躍といった事例が生まれている。例えば、多文化を生かしたまちづくり事業に関するイベントを行った際に、

⁴⁹ 「平成29年度国際課業務概要」（平成29年4月浜松市企画調整部国際課作成）を参考に作成

外国にルーツを持つ若者たちが企画運営に携わった。この若者たちが、団体を結成し、そのニーズを受けて既に就職して活躍している第2世代を招き就職セミナーを開催したり、団体のメンバーが外国にルーツを持つ高校生が通う定時制高等学校へ出向いて将来について



多文化共生センター入口の様子

考えるワークショップを行ったりと、市の外国人施策の一つである若年層へのキャリア支援の一端を担うとともに、彼らの活躍の機会にもつながっている。

このように、この二つの拠点は、事業の実施主体としてだけでなく、多様な人材の把握と活用に向けた最前線の拠点であると言える。

エ オール浜松体制による推進と進捗管理

浜松市では、共生分野を重点施策とする市長の強いリーダーシップのもと、国際課を中心にオール浜松体制でビジョンに基づく取り組みを推進している。

まず、ビジョン策定段階から、国際課が関係各課に直接出向いてヒアリングを実施するなど、全庁を巻き込んだ検討を行っている。このことを通して、関わりの薄い部署にも、多文化共生の推進は全庁的に取り組むべき内容であるという意識付けを図っている。

また、多文化共生の推進に携わる各種団体・関係機関の参画を得た浜松市多文化共生推進協議会⁵⁰を開催し、ビジョンの進捗管理や情報交換を行っている。こうした管理の中で、ビジョンに掲げる取り組みは、ほぼ全てが実施または着手されており、順調に事業が展開されている。

このように、ビジョンの実現のために、市のみならず、他の行政機関をはじめ、市民や外国人労働者の雇用企業、市民団体など、オール浜松体制で多様な主体が役割を果たしている。

⁵⁰ 多文化共生都市・浜松の実現に向けて2012年度から開催されている。浜松商工会議所、浜松市自治会連合会、浜松市民生児童委員協議会、在浜松ブラジル領事館、名古屋入国管理局浜松出張所、浜松労働基準監督署、浜松公共職業安定所、浜松市警察部、公益財団法人浜松国際交流協会、浜松市外国人市民共生審議会、浜松市教育委員会、浜松市によって構成される。

③ 浜松市の施策から学ぶこと

外国人集住都市の第一人者ともいえる浜松市は、さまざまな施策に取り組んでいるが、ビジョンを実効性のない計画で終わらせず、実際に順調に施策を展開できているのは、ビジョンの策定や実態調査といった施策検討の中軸を担う国際課や、拠点として現場で貢献する浜松国際交流協会を中心に、さまざまな主体が連携してオール浜松体制で施策に取り組み、管理を行っているからこそであると言える。

(2) 「国際都市おおた大使事業」の取り組み（東京都大田区）

大田区は、羽田空港を擁し、世界をつなぐ国際都市としての土壌を備える一方で、町会や商店街を中心とした地域力を持っている。区の外国人割合は全国的に見ても突出して高くないものの、地域資源と外国人材の融合による魅力的なまちづくりに取り組んでいることから視察を行った。

① 大田区の概要

大田区は、東京都の東南部に位置し、多摩川を挟んで神奈川県川崎市と隣接している（図表4-3）。昔から交通の要路にあり、江戸時代は海苔の養殖が盛んに行われた。大正期以降は中小工場が進出し、臨海部の埋立地には、羽田空港をはじめ、トラックターミナルやコンテナ埠頭、市場など物流施設のほか、工場団地などが整備され、京浜工業地帯の一部を成している。

外国人の割合は大田区民全体の3.1%であり、国籍では、中国が3割を超え、次いで韓国・フィリピン・ネパールの上位4カ国で全体の7割を占めている。

2010年の羽田空港国際化を契機とし、国際交流拠点都市と多文化共生都市を目指している大田区は、その姿勢を内外に分かりやすく発信するため、2017年に「国際都市おおた宣言」⁵¹を行った。

⁵¹ 2016年に大田区における「国際都市」の定義を定め、「国際都市おおた」の実現に向けて指針を示したものを、2017年3月に区制70年にあわせて宣言した。宣言では、大田区らしい「国際都市」を目指す上で欠かせない三つの要素、①訪れる人をおもてなしの気持ちで迎える「観光」の魅力、②多様性が尊重される「多文化共生」の大切さ、③豊かな未来をつくる大田区の「産業」の力強さで、地域力を活かし、地域を創造していくことをうたっている。

図表 4-3 大田区の位置⁵²および外国人人口⁵³などの状況



【人口】	723,531 人
【面積】	60.750 km ²
【世帯数】	385,600 世帯
【外国人人口】	22,715 人
【外国人割合】	3.1%

② 取り組みの概要

ア 「国際都市おおた大使」事業とは

大田区在住・在勤・在学など、大田区にゆかりのある18歳以上の外国籍で在留資格を有する人に、区の魅力や情報の発信、イベントへの参加などをしてもらうことで、大田区の魅力のPRや多文化共生の推進を目指すものである。

羽田空港の国際化を見据え、2009年に策定された大田区観光振興プラン⁵⁴では、基本戦略の一つに「来訪者を迎え入れる情報を発信する 世界に向けた情報発信」を掲げている。これを事業化し、観光大使としてスタートしたものが、2015年から国際都市・多文化共生推進課に事業移管し、毎年15人程度を任命している。正式名称を「国際都市おおた大使」、愛称を「来～る大田区大使 Cool OTA-KU ambassador」としている。

大使の任期は、委嘱を受けた日から2年以内を原則とし、大使には活動内容に応じて謝礼が支払われる。

大使の募集は、区報や区ホームページ、Twitterを用いるほか、区内の専門学校に在籍する外国人留学生にも周知をしている。ほとんどの応募者は日本語が堪能

⁵² 『世界地図 | SEKAICHIZU ホームページ』を参考に作成
<http://www.sekaichizu.jp/> (2017年12月22日閲覧)

⁵³ 人口、面積、世帯数、外国人人口は大田区「住民基本台帳人口」(平成29年11月1日現在)による。
https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/suuji/jinkou/setai_jinkou/oota_suji2911.html (2017年12月22日閲覧)

⁵⁴ 2009年に大田区の観光行政の方針として策定したもので、官民をあげて取り組むべき具体的な事業手法や事業内容などとともに、事業推進に関わる役割分担などを明らかにした。

能で、レポートおよび面接の2段階の選考では、関心のある分野として国際交流や観光をあげる人が多く、特にそういった活動への意欲の高さがうかがえる。

2017年現在委嘱されている30人の大使の国籍を見てみると、中国（8人）、台湾（6人）、インドネシア（2人）、韓国（2人）、タイ（2人）、ベトナム（1人）、その他9人で、合計14カ国・地域の出身者となっている。また、在留資格については、永住者（13人）、留学（8人）、日尼EPA⁵⁵による介護福祉士受け入れによる者（2人）、技術・人文知識・国際業務（1人）、その他（6人）となっている。年齢・性別・職種など、大使の属性が多様であるため、さまざまな視点からの活動が期待できる。

イ 活動内容

（ア）区のイベントへの参加

2017年度に開催した国際都市おおたフェスティバル in 「空の日」羽田⁵⁶において、大使は海外の姉妹都市や友好都市を紹介するブースの出展をサポートした。

また、大田区の区民祭りである OTA ふれあいフェスタ⁵⁷でも、例年「国際交流ひろば」の運営に携わっている。2016年度は自国の民族衣装を着て文化紹介を行い、2017年度は子どもを対象としたワークショップを実施した。

これらのイベントのほか、日本語でスピーチ⁵⁸の司会なども大使が行



法被姿の「来～る大田区大使」

⁵⁵ 日本とインドネシア、フィリピンおよびベトナムとの間で締結された日尼経済連携協定。これに基づき、2008年よりインドネシア人、2009年からはフィリピン人、また、2014年にはベトナム人の看護師・介護福祉士候補者の受け入れが始まった。

⁵⁶ 「HANEDA から世界へ」をテーマに、「国際都市おおた」の魅力を区内外に向けて広く発信することと、国内外からの来訪者とのふれあいを通じて国際交流感覚を育むきっかけとすることを目的として開催されたイベント

⁵⁷ 1990年から始まった区民フェスティバル。人と人の輪を育むことを目的とし、例年期間中の来場者合計が30万人を超える区内最大のイベント

⁵⁸ 日本語を母語としない外国籍区民などが、日本語でスピーチをすることで、日頃の日本語学習の成果を発表する区主催のイベント。23回目となった2017年の大会では、9カ国14人がスピーチを行った。

っており、イベントによっては実行委員会の段階から参加し、外国人ならではの目線で積極的に活動を行っている。

2017年度には、大使でおそろいの法被を作製し、各種イベントへの参加時に着用しており、今後ますますこの法被姿で活躍する大使たちを見かけることになるだろう。

(イ) SNSなどでの発信

SNSなどを通じて、大使自身が参加したイベントの感想や区の魅力を国内外に発信している。各大使のFacebookページには、閲覧者から好意的なコメントが寄せられている。また、メディアで大使のことが取り上げられることも多く、テレビなどを通じて区のPRに一役買っている。

(ウ) 地域の方との交流

大田区は商店街や町会の数が多く、それぞれ活発に機能しており、その地域での祭りや防災訓練などに大使が招かれることがある。大使自身の言葉で大田区の魅力が語られることで、日本人住民の大使への好感度も上がり、両者が徐々に打ち解けていくようである。

(エ) 区の事業への協力

国際都市おおた大使の活動実績や認知度が上がるにつれ、大田区の各部署からの依頼が増えている。例えば、観光パンフレットおよび観光PR動画の作成協力や、小学生を対象としたリーダー講習会などのイベントの講師、黒湯サイダー⁵⁹の開発に当たっての意見提供など、大使の外国人ならではの視点や意見が区内から求められている。

③ 取り組みの効果

大使の募集に当たっては、大使経験者からの勧めもあって区の想定を上回る人

⁵⁹ 大田区・川崎市の両地域に湧く黒褐色の天然温泉「黒湯」をイメージして作られたサイダー。新しい土産物の開発を行うワークショップで試作し、大田区・川崎市観光まちづくり連携事業実行委員会が商品化した。

数の応募者があり、また、委嘱期間終了後も活動の継続を希望する人も多いことから、外国籍の住民自身が区政に関心を持ち、地域に関わっていこうとする自発的な姿勢が見受けられる。

大使の活動を通じて、銭湯の魅力に目覚めた人もおり、日本文化の浸透とともに、新規顧客の開拓という新たなビジネスチャンスにつながる可能性も期待できる。また、大使が国内外に発信した情報により、大田区に興味を持った外国人が実際に来訪するというインバウンド効果も見込める。

また、商店街の祭りや自治会の防災訓練に大使が呼ばれることが増えてきていることから、日本人住民が外国籍の住民を意識するようになってきていることが分かる。このように、大使が地域に出向き、地域住民と大使とが直接コミュニケーションを取ることは、互いの理解を深めるとともに、大使を介して日本人住民が自分たちのまちの魅力を再発見し、愛着心の醸成にもつながるだろう。大使は、区と区民、区と世界をつなぐ橋渡しの役目を担っており、住民自らが行うシティブロモーションの成功事例となっている。

今後も、区内在住の外国人や訪日外国人観光客に対する施策を充実させていくために、ますます大使の活躍が期待される場所である。大使の活動の場を広げるためにも、区主催のイベントに大使として参加してもらう場合に、大使自らの発意による企画を提案してもらうなど新たな視点での事業展開を行い、事業実績を積み重ねることで、庁内外からの事業への理解度も高まり、事業予算の拡大にもつながるだろう。

さらに、事業を継続して行うためには、リーダーの存在も大きいだろう。これまでの大使の活動の中で、活動年数も長く、人柄もリーダーにふさわしい人がいることは、定期的に担当者が変わる行政側にとっては心強いことである。

(3) 「機能別消防団員」の取り組み（滋賀県草津市）

近年、全国で地震や豪雨による災害が発生していることを受け、言葉が通じず、文化や習慣も異なる外国人被災者へどのような支援を行っていけば良いのかが、大きな課題となっている。

そのような課題に対し、滋賀県草津市は、定住外国人を支援の担い手として、防災の現場で活かす取り組みを行っていることから、視察を行った。

① 草津市の概要

草津市は、滋賀県の南東部に位置する市である（図表4-4）。JR琵琶湖線で京都まで約20分、大阪まで約50分という距離にあることから、近年、駅前のマンション開発など大型開発が進み、人口は年々増加しており、県庁所在地の大津市に次ぐ、県下第2位の人口を有する都市である。

2016年9月30日現在、人口は13万1,258人、外国人登録者数は1,857人、市の人口に占める外国人割合は1.4%である。外国人登録者の国籍内訳としては、中国が620人と最も多く33.4%を占め、次いで韓国および朝鮮の472人、フィリピンの161人となっている。

図表4-4 草津市の位置⁶⁰および外国人人口⁶¹などの概要



【人口】	131,258人
【面積】	67.82km ²
【世帯数】	56,033世帯
【外国人人口】	1,857人
【外国人割合】	1.4%

② 取り組みの概要

ア 外国人の機能別消防団員

機能別消防団員は、団活動の効率化を目指して、団活動を分化し、それぞれの

⁶⁰ 『世界地図 | SEKAICHIZU ホームページ』を参考に作成
<http://www.sekaichizu.jp/> (2017年12月22日閲覧)

⁶¹ 人口、面積、世帯数、外国人人口は、「平成28年版草津市統計書」による。
<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/shisei/tokei/tokeisho/tokeisyo.html> (2017年12月22日閲覧)

能力を活かして、特定の消防団活動に従事する団員である。消防団員の不足を解決するために全国の自治体でも導入されており、愛媛県松山市の地域に精通した郵政職員を任命したファイヤーポストマンチームや埼玉県坂戸市の大学と連携した大学生の機能別消防団員などがある。

草津市では、市内に在住している外国人住民の持つ能力に着目し、避難時における情報伝達支援による安全な避難誘導、災害時の外国人への通訳・翻訳支援、平時の外国人への災害に対する啓発などを活動内容とした外国人の機能別消防団員を、2015年9月1日に任命した。

2017年9月1日現在の団員数は10人である。団員の国籍は、中国5人、ベトナム3人、フィリピン1人、韓国1人となっており、職業は、学生4人、学校関係者2人、会社員2人、主婦2人となっている。

イ 導入の目的

草津市には約1,900人の外国人が居住しており、災害時には多くの外国人が避難所へ避難することになる。しかし、日本語での会話が困難な外国人は言葉が分からず、生活習慣や文化も違うことから不安な状況に置かれることになる。市内には立命館大学が立地し、多くの留学生や外国人講師などが在籍在住しており、その中には、母語と英語、さらには日本語が堪能で日本の生活習慣や文化に理解が深い外国人がいることから、その能力を活かし、外国人自らが消防団員となることで外国人被災者の支援を行うため、市の危機管理課が導入を進めた。

ウ 団員の募集方法

団員の募集については、草津市国際交流協会が実施している日本語ひろば⁶²に参加している外国人住民の中から、日本語が堪能で消防団に対して興味がある参加者を事前に草津市国際交流協会に選出してもらい、説明会を開催する形をとった。

なお、団員に多い留学生については、卒業を機に草津市を離れてしまうことが

⁶² 草津市国際交流協会が主催している日本語教室。土曜日に立命館大学びわこ・くさつキャンパス内の教室で開催されている。立命館大学の留学生だけでなく、日本語を母語としない子どもから大人まで誰でも無料で参加できる。2016年度は34回開催され、延べ677人が参加した。

多く、当初任命された団員についても既に2人が退団している。退団が発生した際にも、草津市国際交流協会が協力し新入団員を確保していた。

エ 活動内容および実績

機能別消防団員は、通常の消防団員と同様に非常勤特別職の地方公務員であり、消防署職員と同様に一定の公権力行使の権限を与えられている。公権力の行使に携わる公務員は日本国籍を有することとされている⁶³ことから、草津市の外国人の機能別消防団員については、一定の公権力行使が伴う消火活動は活動内容に含まれていない。そのため、平時の外国人への防災啓発活動や、非常時の避難時における避難誘導、情報伝達支援および避難所における通訳、翻訳、生活相談などといった支援が活動内容となっている。

これまでの主な活動実績としては、礼式訓練や普通救命講習といった各種訓練、防災イベントおよび多文化イベントへの参加となっている。また、立命館大学の新留学生歓迎会での救急救命パフォーマンスなどといった、大学生向けイベントへの参加も行っている。今後は、さらに実効性のある団員となるよう、研修や各種イベント参加などへの拡大を検討している。

③ 取り組みの効果

2015年の導入以降、草津市では大規模な災害が発生していないため、災害時の実績については目に見える効果は出ていない。しかし、万が一災害が発生したときにも迅速に対応することができるように、平時の段階でこのような体制を作っておくことは重要である。組織化することで、団員が緊急招集に即応する責任感を持ち、一過性に終わらず組織としての継続性を保つことができる。これまでは災害時に要援護者となっていた外国人住民自らが団員となることにより、「助けを求める側」から「助ける側」の存在になることができると言えるだろう。

また、外国人の機能別消防団員がイベントなどで防災啓発活動を行うことによ

⁶³ 第169回国会参議院総務委員会（2008年5月16日）にて、「消防団員は、現行法令上、消防吏員と同様に一定の公権力の行使を行う権限を与えられておりますことから、日本国籍を持たない者を消防団員に任命するかどうかにつきましては、各市町村において、公務員に関する基本原則及び現行法令上消防団員に付与されている権限等を踏まえて適切に対処をしていただくことが必要であると考えております。」と消防庁長官が見解を示している。

り、他の外国人住民の平時における防災意識の定着につながるだけでなく、同じ外国人として、次は自分が「助ける側」の存在となって活動していきたいという、意識形成のきっかけにもなる。

このように、草津市の機能別消防団員の取り組みは、外国人が自らの能力を活かし、活躍することができている好事例と言えるだろう。また、導入のきっかけとなった日本語ひろばでの防災に関する案内や、団員募集の際の協力など、導入に当たっては草津市国際交流協会の貢献度が大きく、行政、市民団体および外国人住民の三者がうまく連携することができている好事例でもある。



視察の様子

（４）「留学生に関する地域コミュニティ・関係機関との連携」の取り組み

（立命館大学びわこ・くさつキャンパス）

立命館大学びわこ・くさつキャンパスでは、留学生と地域住民の相互理解促進のため、地域コミュニティ、関係機関などと積極的に連携を図っている。また、在籍する留学生などが草津市の機能別消防団員に任命されていることから、関係機関、地域コミュニティ、行政との連携手法などについて視察を行った。



立命館大学びわこ・くさつキャンパス

① 立命館大学びわこ・くさつキャンパスの概要

立命館大学びわこ・くさつキャンパスは、琵琶湖の南東、滋賀県が整備を進めるびわこ文化公園都市⁶⁴の一角にあり、立命館大学の新しい教育・研究の拠点として1994年に開設されたキャンパスである。

キャンパス内には6学部22学科があり、常に新たな教育研究システムの開発に努めるとともに、産・官・学、地域との連携による研究、新産業の創出にも積極的に取り組んでいる。

2017年7月1日現在、立命館大学びわこ・くさつキャンパスには、学生1万4,138人（大学全体：3万3,115人）、うち留学生630人（大学全体：1,890人）が在籍している。留学生の国籍内訳は、中国が半数以上を占め最も多く、次いで韓国、インドネシアとなっている。

② 留学生に関する地域コミュニティ・関係機関との連携

ア 地域交流事業

立命館大学では、留学生が地域コミュニティへの帰属意識を持つとともに、地域住民が留学生への理解を深められるようさまざまな地域交流イベントを実施している。

地域交流イベントの事例として、地域住民を国際寮に招き、留学生が自国の料理を振る舞う地域交流パーティーの開催や、留学生と日本人学生および近隣住民との相互交流を図る異文化フェスティバルの開催、留学生による小中学校の訪問活動事業などがある。

なお、地域交流イベントは大学のほかに、国際寮で留学生と共に生活する日本人学生のレジデントメンター⁶⁵や、学生サークルのTISA⁶⁶が大学と協力、連携しながら企画・実施している。

⁶⁴ 滋賀県が策定した「びわこ文化公園都市構想」の「芸術、教養の文化クラスター」に当たる公園施設。園内の文化ゾーンには県立の芸術文化施設が集中して配置され、ゾーンに隣接する龍谷大学や立命館大学などとともに文教地区を形成している。

⁶⁵ レジデントメンター（RM）：留学生と共に国際寮で生活し、留学生の行政手続きや日本語学習のサポート、交流イベントの企画などを行う日本人学生

⁶⁶ TISA (Tutors for International Students Assembly)：留学生のサポートや国際交流イベントを企画・運営する学生サークル

イ 地域コミュニティとの連携

立命館大学では、留学生にとって地域の理解が重要であると考えており、地域コミュニティとの意見交換を積極的に行っている。

地域交流パーティーなどの地域交流イベントは、大学職員が共にイベントに参加し、地域住民と交流を図ることで、大学と地域住民との関係性構築や意見交換の機会となっている。また、国際寮が所在する自治会の役員を国際寮に招き、国際寮を実際に見学してもらうほか、年度末には大学職員と自治会長で、1年間行ってきたイベントなどの内容や成果を評価するとともに、次年度の取り組みや地域と国際寮の在り方について話し合いの場を設けている。

こうした取り組みの積み重ねから、近年では夏祭りなどの地域が主催するイベントに留学生が招かれることも増えてきており、大学では留学生のためのメーリングリストを活用して、留学生へイベントの情報提供を行っている。

ウ 関係機関などとの連携

立命館大学では、「地域に開かれたキャンパス」を目指し、行政、関係機関などとの地域連携を推進しており、留学生および地域の外国人住民に係る施策についても、行政や関係機関と連携している。

そうした取り組みの一つが、日本語ひろばの実施である。日本語ひろばは、草津市国際交流協会が実施・運営し、立命館大学の教室で実施しているが、立命館大学の留学生以外の外国人住民も参加が可能である。

本来であれば、学生以外の施設利用は原則認められていないが、地域と連携した課題解決のための取り組みの一つとして会場を提供している。また、立命館大学がアーバンデザインセンターびわこ・くさつ⁶⁷の会員となっていることも会場提供の要因となっている。

③ 取り組みの効果

外国人が地域で活躍するためには、その前提として外国人が地域コミュニティへの帰属意識を持つとともに、地域住民が外国人を理解することが必要である。

⁶⁷ アーバンデザインセンターびわこ・くさつ (UDCBK)：公民学が連携したまちづくりの推進組織

そのため、外国人施策を推進する団体には、定住外国人および地域住民の相互理解を推進するとともに、関係機関と連携しながら、定住外国人、地域住民双方にとって有益となる施策の実施が求められている。

立命館大学が取り組んでいる地域交流イベントは、留学生、地域住民の相互理解を推進するものであり、関係機関との連携による施策推進は関係機関全体に波及的な効果が見込まれ、留学生および地域住民にとって有益な取り組みだろう。これらは、外国人が地域で活躍するための前提条件を構成するための効果的な取り組みである。

また、立命館大学で実施している留学生へのメーリングリストを活用した情報提供には、定住外国人に向けた母語によるメール配信サービスの活用など、外国人施策における行政の新たな広報・啓発手段として参考になることも付言したい。

(5) 「外国人創業活動促進事業」の取り組み（福岡県福岡市）

福岡市は創業支援施策に対して、特に力を入れているが、その中で全国に先駆け、「外国人による起業」という観点に着目し、外国人創業活動促進事業を実施している。なぜ外国人による起業を促進させるに至ったのか、その背景、目的および効果を知るべく、視察を行った。

① 福岡市の概要

福岡市は、福岡県の西部に位置する市である（図表4-5）。福岡県の県庁所在地であり、政令指定都市である。行政区は、東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区の七つの区で構成されている。

図表 4-5 福岡市の位置⁶⁸および外国人人口⁶⁹などの状況



【人口】	1,512,333 人
【面積】	343.39 km ²
【世帯数】	760,455 世帯
【外国人人口】	30,990 人
【外国人割合】	2.0%

日本列島の中でも朝鮮半島や中国大陸に近いという地の利に恵まれた福岡市は、古来より、アジアとの国際交流の拠点として発展をしてきた。九州新幹線、博多港、福岡空港といった陸海空の広域交通の拠点性にも優れ、九州経済をリードする都市としての役割が高まっている。

福岡市の在留外国人数は3万990人で、市の人口の2.0%を外国人が占めている。国籍別では、中国が最も多く、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピンと続く。特に東アジアからの外国人住民が全体の約6割を占める構成となっている。

② 取り組みの概要

ア 外国人創業活動促進事業

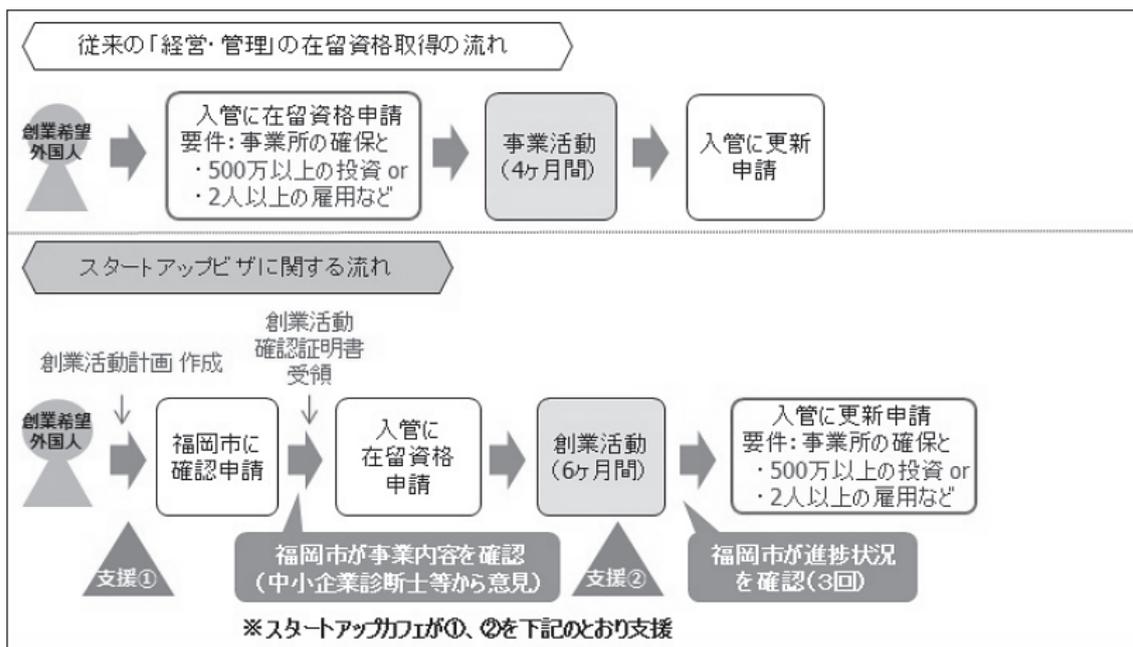
福岡市では「創業しやすいまち“ふくおか”」を目指し、創業支援事業に力を入れている。その中で、優秀な外国人材を市内に呼び込むことができれば、日本人にはない発想を活かした起業や、その影響を受けた日本企業による新しいサービスの展開が期待できると考えた。

⁶⁸ 『世界地図 | SEKAICHIZU ホームページ』を参考に作成
<http://www.sekaichizu.jp/> (2017年12月22日閲覧)

⁶⁹ 人口、面積、世帯数、外国人人口は福岡市統計書(平成28年(2016年)版)による。
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2016/toukeisyo2016-index.html> (2017年12月22日閲覧)

そのような背景の下、国家戦略特区の特例を活用し、図表4-6のような「経営・管理」の在留資格取得の要件の緩和を行う「外国人創業活動促進事業」を2015年に開始した。また、福岡市では、外国人が6カ月後に要件を満たして在留資格を更新できるように、スタートアップカフェを中心に独自支援も行っている。

図表4-6 外国人創業活動促進事業詳細⁷⁰



スタートアップカフェを活用した福岡市独自の支援

スタートアップカフェコンシェルジュや弁護士、行政書士や税理士などの専門家が支援



⁷⁰ 『FUKUOKA 特区通信ホームページ』を参考に作成
<http://f-tokku.city.fukuoka.lg.jp/wp-content/uploads/2015/12/startupvisa.pdf> (2017年12月22日閲覧)

イ スタートアップカフェの設立

スタートアップカフェは、「気軽にコーヒーを飲みながら、相談できるスペース」をコンセプトとした起業相談窓口であり、外国人創業活動促進事業に係る申請・相談を受け付けている。カフェの運営は株式会社九州 TSUTAYA に委託され、居心地の良い空間づくりと外国語対応が可能なコンシェルジュが常駐していることから、外国人起業家も気軽に足を運んでいる。2014年10月に天神地区にある既存のTSUTAYA店内に設置され、現在は、Fukuoka Growth Next 内に移設されている。



スタートアップカフェの風景

ウ Fukuoka Growth Next について

2016年3月に閉校となった旧大名小学校を活用し、福岡市、福岡地所株式会社、さくらインターネット株式会社、株式会社アパマンショップホールディングスによる官民協働型スタートアップ支援施設として2017年4月に開設された。本施設では、投資家との連携、コミュニティ形成、インターネット環境の無料利用など、起業に係るさまざまなサポートを受けることができる。また、施設内にはイベントスペース、DIY スタジオ、カフェ&バーなどが設置されているため、国籍を問わず、企業の役員やサラリーマンから学生まで、普段の生活ではつながりのない人々と出会うことができる。

③ 取り組みの効果

制度開始（2015年）から、視察時点（2017年10月2日）までで、制度申請者数38人に対し、認定者数は31人となっており、国籍はアジア系が6割から7割、次いでアメリカ、フランスが多い状況となっている。制度の利用者は予想していたよりも多く、スタートアップカフェを訪れる外国人数も増加してきている。

外国人というメリットを活かした起業例としては、「外国人観光客と地元の体験型観光プログラムのマッチング支援事業」があげられる。世間をにぎわせた「爆

買い」⁷¹が沈静化を見せていることから、今後のインバウンド施策は、これまでの「モノ消費」ではなく、訪日外国人旅行者のニーズの変化に合わせた、新しい消費を促す施策が求められてくる。その一つが、交流型・体験型観光といったニューツーリズムと呼ばれる「コト消費」であり、これを促すためには、地域の価値の掘り起こしや磨き上げを行うことはもちろん、地域の魅力と外国人観光客のニーズを結び付けていく必要がある。本支援事業は、そのような課題を外国人の視点により見事にカバーし、地域産業の活性化に寄与している。

このように、福岡市では外国人による起業を促進することで、当初の狙いどおり、日本人にはない発想・目線による新しいサービスの展開が、効果として表れている。外国人の創造力を活かし、地域産業のさらなる活性化を図る本施策には、見習うべき点が多くある。

また、通常の起業相談窓口ではなく、スタートアップカフェおよび Fukuoka Growth Next といった、多様な立場の人たちが集まりやすい、居心地の良い空間づくりに力を入れた点についても、創造的活動をより促進させるための拠点づくりの方法として参考にしていきたい。

(6) 「地域と外国人学生の縁結び事業」の取り組み（福岡県福岡市南区）

南区は、福岡市を構成する7区の行政区の一つである（図表4-7）。他の区に先駆けて、外国人留学生に焦点を当てた「地域密着型の交流会」を開催し、異文化交流による相互理解を深めるきっかけづくりに取り組んでいることから視察を行った。

⁷¹ 一度に大量の買い物を行うことを表す俗語であり、主に、春節休暇などの時期に来日した中国人観光客が、高額商品から日用品までさまざまな商品を大量に買い込む様子に対して用いられることが多い。

図表 4-7 福岡市南区の位置⁷²および外国人人口などの状況⁷³



【人口】	252,385 人
【世帯数】	122,082 世帯
【外国人人口】	4,721 人
【外国人割合】	3.8%

① 福岡市南区の概要

7区のうち2番目に人口が多く、油山や鴻巣山、那珂川、点在するため池などの自然環境にも恵まれている。区域内全体に住宅が広がり、九州芸術工科大学をはじめとした大学・短大、国立九州がんセンターなどの大規模医療施設も多数存在する行政区である。

2016年9月末現在、人口は25万2,385人、世帯数は12万2,082世帯、外国人登録者数は4,721人である。外国人登録者数は7区のうち東区、博多区に次いで3番目に多い。内訳としては、中国に次いでベトナムとネパールが多く、両国ともに南区の外国人登録者数の2割を超えている。両国の人数は7区のうちで南区が最多である。

② 取り組みの概要

近年、南区では外国人住民が増加傾向にあり、特にネパール人・ベトナム人の増加が著しい。日本語学校が区内に5校あり、留学生が増加していることが要因

⁷² 『世界地図 | SEKAICHIZU ホームページ』を参考に作成
<http://www.sekaichizu.jp/> (2017年12月22日閲覧)

⁷³ 人口、面積、世帯数、外国人人口は、「福岡市統計書(平成28年(2016年)版)」による。
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2016/toukeisyo2016-index.html> (2017年12月22日閲覧)

の一つと考えられる。こうした状況の中、地域住民から、ごみ捨てのルールが守られていないことや、夜間の騒音などの苦情が区役所に寄せられた。そこで区役所では、外国人留学生と地域住民が、共に両国の文化や言語・生活習慣などを学び、交流することが、互いに暮らしやすい生活環境をつくるきっかけであると考え、地域と留学生との地域交流会を開催するに至った。

交流会を開催するに当たり、外国人住民が多い小学校区、南区内にある3校の日本語学校、交流会の企画委託事業者、通訳と行政（企画振興課、生活環境課）が協力体制を取って事業を進めている。

外国人留学生をターゲットとし、地域と交流を図り、お客さまではなく、地域の一員だということを、留学生と地域住民の双方に気付かせるきっかけとなっている。

③ 事業内容

ア 地域交流会の開催について

2015年度から「地域と外国人学生の縁むすび事業」として、地域交流会が開催された。塩原校区の公民館で計2回の交流会が開催され、日本人28人とネパール人留学生34人の計62人が参加した。交流会ではネパールの国や文化の紹介をはじめ、地域防災について実際の地震が起きた際の事例を紹介、異文化共生について



交流会の様子

でのディスカッションなどを行った。また、ネパール料理やお好み焼きを一緒に作って、調理を通してコミュニケーションを図った。

2016年度は、三宅校区で交流会を二日間開催し、日本人45人とベトナム人留学生30人の計75人が参加した。また、大楠校区でも交流会を二日間開催し、日本人54人とネパール人留学生47人の計101人が参加した。

日本とベトナム・ネパールの文化や語学の講座を行い、後述のリーフレットを使ったごみ出しルールの説明を行った。また、伝統衣装（アオザイ・サリー・和服）のファッションショーやベトナム・ネパールの郷土料理と日本料理を一緒に

作ることにより、お互いが打ち解けやすい工夫がされた交流会であった。

イ ごみ出しリーフレットの製作について

ネパール語とベトナム語でごみの出し方を説明したリーフレットを外国人留学生とともに製作した。ワークショップを通して、学生目線の分かりやすい啓発物となった。また、市では日本語学校に出前講座を実施し、留学生に対してごみ出しのルールの周知を図っている。

④ 事業の効果

福岡市内でも南区が行ったこの外国人留学生に焦点を当てた地域密着型の交流会は初の試みであったが、開催後のアンケートでは否定的な意見が非常に少なく、留学生からは、「多くの日本人と知り合いになれて良かった。しっかり勉強して、地域の人たちと、料理や文化についてもっと話がしたい」といった意見が寄せられた。また、地域住民からは、「どう接して良いか分からなかったが、人柄が分かり、見る目が変わった」、「外国人も地域の住人。祭りや防災訓練など地域の行事に誘います」という意見が寄せられた。留学生と地域の双方にとって、非常に満足度の高い交流が図られたことが分かる。

留学生に地域の一員として自覚をしてもらい、地域住民にも互いの文化などの違いを理解してもらい、留学生と地域住民の双方にとって暮らしやすい環境づくりが、共生社会の実現には欠かせない。

留学生にとって、地域に溶け込めることができたという経験は、知り合いの少ない異国の地で生活する上でこれほど心強いことはないだろう。もっと日本語を身に付けたい、将来は日本で就職したいといった意欲にもつながるはずだ。

また、相手を知るということは、自分自身を振り返ることでもある。例えば、ベトナム人は年長者を敬う文化があり、今回の地域交流会などを通して彼らの考えや行動を理解することにより、そうした文化は日本にもあったが、昨今失われつつあることに気付かされたという意見があった。異文化交流は、地域の日本人住民にとって、留学生に一方的に手を差し伸べるのではなく、手と手を取り合い、一歩先の未来に進むきっかけになるのである。

(7) 福岡県留学生サポートセンターにおける取り組み

各業界単位ではなく、その枠を超え、互いに連携し一体となり留学生のサポートを実施している日本で初めての組織ということから、視察を行った。

① FiSSC（福岡県留学生サポートセンター運営協議会）の概要

ア FiSSC とは

留学生 30 万人計画を踏まえ、福岡県として、県内の留学生の支援情報を一元的に集約し提供するとともに、従来の支援策を発展させ、新たな取り組みを進めるため、産・官・学と地域社会が一体となり、留学生を入学前から卒業後まで一貫してサポートするため、2008 年に設立された。

団体会員制で、主に留学生を受け入れている大学とその所在地の自治体（福岡県を含む。）、さらに就職面の支援の観点から、地域の商工会議所などが会員となっている。

事務局は、公益財団法人福岡県国際交流センター留学生部の職員が担っており、アジア諸国との交流促進、海外人材の育成、定住外国人の支援、地域住民の国際理解の促進および海外県人会とのネットワークの構築に取り組んでいる。

イ FiSSC の運営体制

大学⁷⁴、自治体⁷⁵、経済界⁷⁶、民間国際交流団体⁷⁷などが一体となり、会長を福岡県知事、副会長を九州大学総長、福岡商工会議所会頭、公益財団法人福岡県国際交流センター理事長として、協議会を運営している（図表 4-8）。

活動資金は、各会員からの会費で賄われており、大学、自治体からの会費が活動資金の大半を占めている。

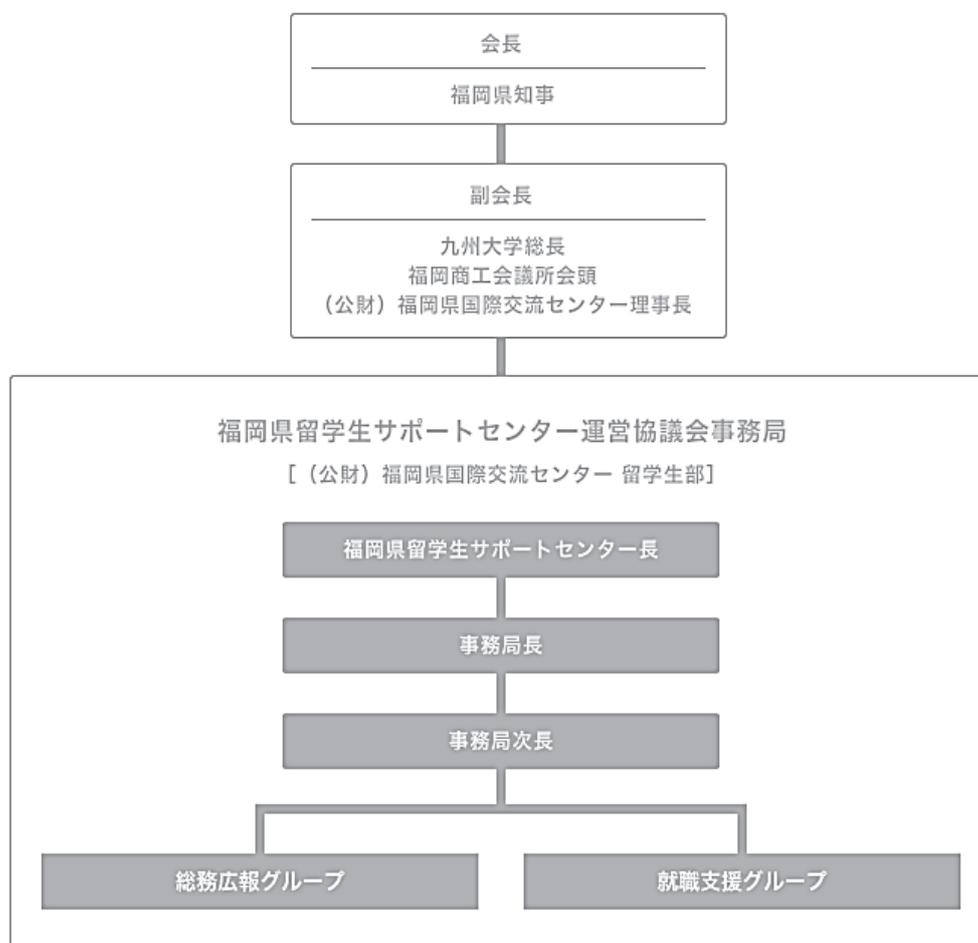
⁷⁴ 九州大学、九州工業大学、福岡女子大学、北九州市立大学、西南学院大学、福岡大学、九州産業大学、福岡工業大学、久留米大学、近畿大学産業理工学部（福岡キャンパス）、福岡女学院大学、中村学園大学の 12 大学（2017 年 10 月 2 日現在）

⁷⁵ 福岡県、北九州市、福岡市、久留米市、飯塚市の 5 自治体（2017 年 10 月 2 日現在）

⁷⁶ 福岡商工会議所、久留米商工会議所、北九州商工会議所、飯塚商工会議所の 4 商工会議所（2017 年 10 月 2 日現在）

⁷⁷ 公益財団法人福岡県国際交流センター、公益財団法人北九州国際交流協会、公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団、公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会の 4 団体（2017 年 10 月 2 日現在）

図表 4－8 FiSSC 組織図⁷⁸



② 事業内容

FiSSC では、大きく分けて、広報活動事業、生活相談事業、交流促進事業、就職支援事業の四つの事業を実施しているが、ここでは定住外国人の能力の活躍に結び付く、交流促進事業と就職支援事業について報告する。

ア 交流促進事業

FiSSC では、福岡県留学生会とともに、各地域に存在する国別留学生会や、大学ごとの留学生会などとの横の連携を作るために、留学生が参加したくなるようなイベントの開催を、月 1 回程度実施している。具体例としては、「留学生文化シ

⁷⁸ 『福岡県留学生サポートセンターホームページ』を参考に作成
<http://www.fissc.net/ja/fissc/about/> (2017 年 12 月 22 日閲覧)

ョー」という、各国の文化や伝統芸能を披露するイベントを開催しており、このイベントは留学生だけでなく地域住民など一般市民も参加可能なイベントで、留学生同士の連携強化以外に、地域住民に対する留学生への理解促進にもつながっている。また、福岡県留学生会主催の新入留学生歓迎会を開催し、来日直後で日本での知り合いが少ない留学生を集め、友達づくりの補助などもしている。

イ 就職支援事業

留学生用にキャリアコンサルタントを雇い、個別のコンサルタントを行っている。さらに、月に1回程度集合研修として、就職活動の具体的なノウハウを提供する講座や、ビジネス日本語講座を開き、就職に必要なスキルの提供を行っている。

数ある支援の中でも特に力を入れているのが無料職業紹介事業で、企業からの求人情報と、留学生からの求職情報をマッチングさせ、内定、雇用契約までの手伝いをしており、2016年度の実績では81人の留学生が内定を得ている。

さらに、留学生の採用やインターンシップに及び腰な企業に対しては、アルバイトなどでスポット的に留学生の強みを活かせる業種などを紹介し、採用してもらえよう働きかけている。こうした活動の結果、現在では、昨今増加傾向にある外国人観光客向けのサービス業務や、技能実習生に対するサポート業務などを中心に、紹介しきれないほどの求人がFiSSCに届いている。

このほかにも、就職内定後の就労ビザ変更に関する相談受け付けや、卒業後も特定活動ビザで就職活動を行う留学生に対する引き続きの支援も実施している。

③ 事業の効果

入学から在学そして就職、さらには、就職後のケアといった、いわばフルサポートの手厚い支援を受けることができるということもあり、福岡県の留学生は年々増加している。

就職支援事業では、留学生と企業を丁寧に結び付ける地道な働きかけが実を結び、地域企業に留学生の能力を積極的に活かそうとする環境が整ってきているように感じた。

交流促進事業では、福岡県留学生会が新入留学生をサポートすることにより、新入留学生がスムーズに地域に溶け込むことができている。さらに、地域イベントの実施は、地域住民への留学生に対する理解の促進につながっている。これらは、留学生が住みやすい地域づくりに対して大きな役割を果たしている。



FISSCの正面玄関

この事例のように、産・官・学と地域社会が連携し留学生をサポートするというような、一つの目標に複数の団体が一体となり向き合う姿勢や、留学生の持っている能力を必要としている企業などへ結び付けるマッチング事業は、これから自治体が、インバウンド施策や多文化共生を進めていく上で参考にするべき部分であるだろう。

2 先進事例研究からの考察

定住外国人の能力を活かす取り組みを推進する自治体は、少子高齢化によって直面する課題と、グローバル化という世界の潮流に真正面から向き合おうとしている。浜松市ではビジョンで、従来の支援中心の施策から、市民の多様性を積極的に生かしたまちづくりを打ち出し、外国人との共生から一歩進めて、その能力を積極的に生かしたまちづくりにシフトしている。

視察先の自治体、団体や大学では、施策などを一方的に押し付けているわけではなく、外国人自身も求めて参加しているのが印象的であった。行政や地域から一方的に押し付けるのではなく、定住外国人との対話から相互理解を通して、能力を発揮してもらうことが必要であることに気付かされた。例えば、草津市の機能別消防団員のように、災害時に弱者となる外国人を地域防災の要としてその能力を発揮してもらい、外国人自らに課題を解決してもらう。また、大田区の国際都市おおた大使のように地域の魅力を再発見して、地域を盛り上げてもらったり、福岡市のように外国人がその独自の視点で新しい観光ビジネスを起業して地域産業を活性化したりすることは、地域がこれから発展していくために必要なのである。

第5章 定住外国人活躍施策の提案 — The Vision of Triaction —

定住外国人に積極的に地域社会で活躍してもらい、その活躍を地域の活性化につなげていくためには、どのような施策を講ずれば良いか。

第5章では、第4章の先進事例などを踏まえ、神奈川県および県内市町村における定住外国人活躍施策に必要な視点や具体的方策について提案する。

1 「共生」から「活躍」へ

ここまで述べてきたように、日本の人口が減少しているという現状と反比例して、定住外国人は今後増加していくことが予想される。このような中、国や神奈川県での取り組みでは、定住外国人の生活向上や日本人に対する異文化理解推進のような「守りの施策」は目立つものの、定住外国人の持つ可能性に着目し、活躍してもらおうような「攻めの施策」はほとんど見られない。また、市町村においても、定住外国人の重要性は認識しつつも、具体的な一歩が踏み出せない状態であることがアンケート調査から読み取れる。

しかし、定住外国人は、グローバル化が進む現在の日本において、外国と向かい合うために必要な、日本人にない視点や感性を有している貴重な存在であることは間違いない。

現在、ほとんど着目されていない定住外国人の持つ可能性に焦点を当て、これまでの「共生」施策から一歩進んだ「活躍」施策へシフトさせ、定住外国人に地域活性化の一端を担ってもらうことが、今後の自治体運営には求められる。

2 地域資源としての定住外国人

第4章の先進事例研究により、定住外国人が地域社会で活躍することで、定住外国人自身のみならず、地域住民や地域経済に対しても好影響を与える存在だということが確認できた。

その一方で、定住外国人自身は、日本の地域社会に対して、どの程度の貢献意欲を持っているのだろうか。定住外国人活躍施策を提案する前に、定住外国人の地域貢献意欲度について確認する。

東京ボランティア・市民活動センターが2008年8月にまとめた「外国人によるボランティア活動を考えるアンケート」によると、71.8%の定住外国人がボランティアに参加したいという意欲を示している（図表5-1）。

図表5-1 定住外国人のボランティアへの参加意欲⁷⁹

項目	回答数	割合
参加したい	79人	71.8%
参加したくない・できない	18人	16.4%
わからない	13人	11.8%

ボランティアに参加したいと回答した理由を見ると、「日本語・日本文化を勉強したい」、「日本人と友達になりたい」、「多くの人と交流したい」などの意見が多くあり、定住外国人は異文化に触れることへの好奇心が強いことが分かる。また、「来日時に助けてもらったので自分も役に立ちたい」、「今までの経験や教わったことを活かしたい」といった、自身の能力で恩返しをしたいとの気持ちがあることも見受けられた。

日本人の中にも、転入者が地域に溶け込むために自治会や子ども会などに参加するケースや、定年退職後に、自身の知識やスキルを地域に還元するため市民活動に打ち込むケースなどがあるように、突き詰めれば、国籍に関係なく、根底には、地域と触れ合って暮らしていきたいという同じ熱意があると言える。

つまり、定住外国人が増加するという事は、「日本人と同じような熱意を持った、地域貢献意欲の高い人材が、今後増加していく」ことを意味するのである。この地域資源とも言うべき定住外国人に、より効果的に活躍してもらうために必要な施策の方向性を以下に示していく。

⁷⁹ 『GCI 地球市民交流会ホームページ/外国人によるボランティア活動を考えるアンケート集計』を参考に作成
<http://www.gci.or.jp/document/fvcount.pdf> (2017年12月22日閲覧)

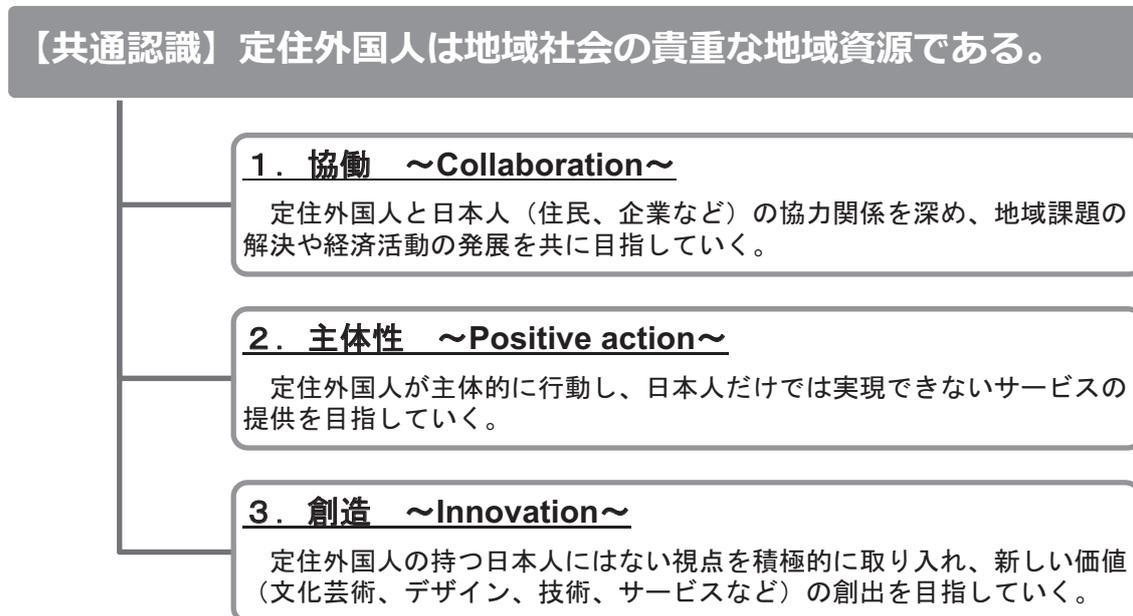
3 政策の基本理念

本研究会では、「定住外国人は地域社会の貴重な地域資源である」との共通認識の下で、施策を体系的に推進するため、基本理念を図表5-2のとおり提案する。

先進事例研究を通して、①定住外国人が日本人と協働することで能力を発揮している事例、②定住外国人が主体的に行動を起こし活動している事例、③日本人とは異なる視点を持つ外国人の創造力を活用している事例、の3事例において活躍が確認できた。

基本理念の策定に当たっては、これらを踏まえ、①コラボレーション（協働）、②ポジティブアクション（主体性）、③イノベーション（創造）の三つのキーワードを用いることとした。なお、本研究会では、この基本理念を“Triaction（トライアクション）⁸⁰⁾”と呼称することとする。以下、Triactionに基づく定住外国人の活躍がもたらす効果について検証する。

図表5-2 政策の基本理念「Triaction」



⁸⁰⁾ ギリシャ語、ラテン語で「3」を意味する「tri」と、英語で「活躍」を意味する「action」を組み合わせた本研究会独自の造語

(1) コラボレーション（協働）の効果

定住外国人と地域住民や地元企業などが協働することで、地域課題の解決や経済活動の発展につながり、両者にとってメリットのある関係性を構築することができる。具体的なコラボレーションの効果の例としては、次のようなものがあげられる。

① 多文化共生のまちづくりの推進

まちづくりの担い手は、言うまでもなくそこに住む人である。日本人と外国人の双方にとって暮らしやすい多文化共生のまちづくりを推進するには、まず、両者が文化の違いを相互に理解し、自分とは異なる考え方を持つ人間であることを尊重することが必要である。

福岡市南区では、地域住民と留学生を結び付ける地域イベントを開催していたが、イベント後は、地域住民から留学生に対してあがっていた、ごみ出しや騒音などへのクレームが減ったとの効果が上がっている。これは、異文化の相互理解が進んだとともに、顔の見える関係が構築されたことにもよる。

また、お祭りのような気軽に楽しく参加できるイベントを用いたことは成功の大きなポイントである。日本文化に触れることのできる機会は、定住外国人にとっても魅力的であり、楽しむという要素を取り入れることで、つながりを一過性のものとせず、継続性を生み出している。

② 日本人が失いつつある文化を見つめ直す機会

定住外国人との触れ合いの中で、地域住民が定住外国人に気づかされることもある。

近年、自治会・町内会の組織力の低下、地域住民同士の関わり合いの希薄化により、本来日本の地域コミュニティが持っていた地域福祉機能、いわゆる助け合いの精神が失われつつある。しかし、福岡市南区の事例では、儒教の教えにより、お年寄りを敬うことが文化として根付いているベトナム人留学生が、日本でも当たり前にお年寄りに手を差し伸べている光景があり、日本の古き良き風習を見つめ直す機会となったとのエピソードがあった。

相次ぐ大規模自然災害の発生に伴い、防災面からも、地域における共助の重要性が叫ばれている中で、地域住民と定住外国人との関わりは、地域コミュニティ再生のきっかけとなる可能性も秘めている。

③ 対外国人向けのサービスの担い手

定住外国人と地元企業が手を取り合うことで、企業の弱みを補完することができるというメリットもある。

FiSSCの「就職支援事業」では、企業からの求人と留学生の就職希望をマッチングさせ、例えば、高い語学力を活かした通訳として起用することで、事業の拡大を図ることや、外国人観光客に伝わりやすい多言語の広告や飲食店のメニュー表を作成することができるなど、両者の補完関係が地域経済の発展にも寄与していた。

また、定住外国人自身も、語学力や経験を社会に役立てたいとする欲求を満たすことができ、単なる雇用関係以上の効果を生み出している。

(2) ポジティブアクション（主体性）の効果

日本人と定住外国人が共に暮らしやすい社会をつくるためには、日本人だけではなく、定住外国人が主体的に地域の課題解決に向け行動することが必要である。従来日本人が提供してきたサービスなどについて、定住外国人がその担い手となることで、効果的なサービス提供や地域課題の解決につながる。具体的なポジティブアクションの効果の例としては、次のようなものがあげられる。

① 対外国人向けの支援の担い手

増加する定住外国人が安心して地域で暮らせるように、これまで、行政が中心になってさまざまな支援を実施してきたが、言語や文化の違いにより、思うように情報が伝わらないなどの課題もあった。定住外国人自身が支援の担い手となることで、円滑に情報伝達ができるなどのメリットがあるほか、同じ外国人が支援する姿を見て、ほかの定住外国人にも、地域課題の解決に向けた意識が芽生えるなど、主体的な地域づくりにもつながる。

草津市の機能別消防団員の取り組みはまさにその好事例で、近年頻発する大規

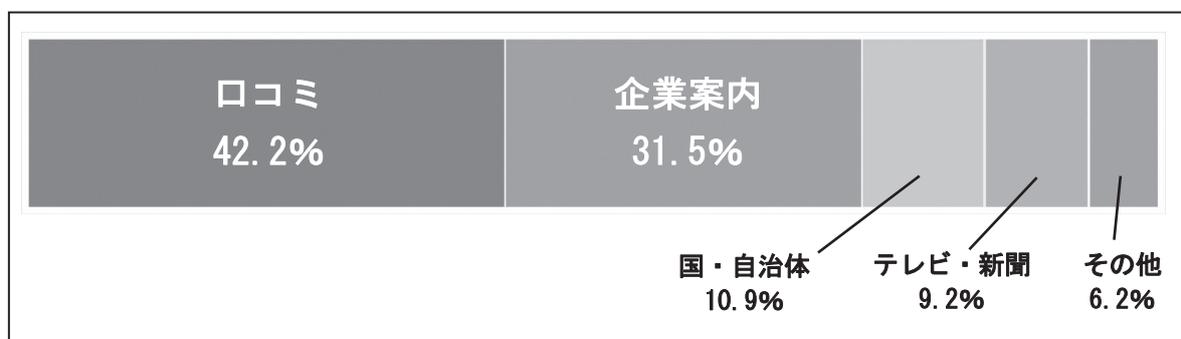
模な自然災害時において、母語と英語、そして日本語が堪能で、日本の生活習慣や文化に理解が深い外国人が、機能別消防団員として外国人住民の支援を行うことで、円滑な避難誘導、避難所運営時の細かな配慮を可能としている。

こうした定住外国人による主体的な行動は、防災面以外にも、防犯啓発活動の効果的な促進など、他分野への応用が可能と考える。

② 情報発信の担い手

日本政府観光局（JNTO）が訪日外国人観光客を対象に行った「外国人が訪日旅行前に役立った旅行情報源」というアンケート調査によれば、最も多かった回答は口コミで、続いて企業案内、国や自治体の情報という結果が出ている。口コミでは、個人のブログや日本在住の親族・知人、自国の親族・知人などの回答が多く、一方で、日本政府観光局のホームページや地方観光協会のホームページなど、国や自治体の発信する情報と回答した人は比較的少ない結果となっている（図表 5-3）。

図表 5-3 外国人が訪日旅行前に役立った旅行情報源（2016 年）⁸¹



こうした状況から、地域の魅力などの情報発信に定住外国人が携わることで、口コミで情報が外国人に伝わり、より高いPR効果を得ることができると言える。

大田区の国際都市おおた大使事業では、大使が Facebook や Twitter などの SNS を活用して情報を発信することで、外国人ならではの視点から地域の魅力が発掘され、日本人住民にとっても、大使を介してまちの魅力を再発見し、地域への

⁸¹ 『日本政府観光局ホームページ/JNTO 訪日旅行データハンドブック 2017（世界 20 市場）』を参考に作成
<https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/datahandbook.html>（2017 年 12 月 22 日閲覧）

愛着心の醸成に一役買っている。

(3) イノベーション（創造）の効果

外国人は日本人にはない視点を持ち、その視点を積極的に取り入れることで、文化芸術、デザイン、技術、サービスなど、新しい価値の創造が期待できる。定住外国人の多国籍化は、その可能性がさらに広がりつつあることを意味する。具体的なイノベーションの効果の例としては、次のようなものがあげられる。

① 外国人目線での新しい価値の付与

観光客を呼び込むためのPRや地域ブランド品の開発を行う場合には、ターゲットの設定やそのニーズの把握が必須となる。外国人をターゲットとした場合、外国人が何を望んでいるのかを把握するには、日本人のみで考えるより、定住外国人と一緒に考えることで、より効果的に進めることができる。

大田区の国際都市おおた大使事業では、大使に任命された定住外国人が、観光パンフレットの作成や地域ブランド品開発に当たっての意見提供をしており、外国人の視点が新たな価値の付与に効果を発揮していた。

② 起業による新規事業の創出

定住外国人自身がその創造力を活かし、日本国内で起業することにより、新規事業分野が開拓され、地域経済の活性化に寄与するという効果も期待できる。

福岡市では、起業のハードルを下げ、外国人にとって起業しやすい環境を整えていた。起業例として紹介した「外国人観光客と地元の体験型プログラムのマッチング支援事業」は、モノ消費からコト消費へと移り変わる訪日外国人旅行者のニーズを地域の魅力と結び付けている好事例だった。

4 関係者とその役割

次に、基本理念に基づく政策を県内で広く推進するために、主な関係者とそれぞれに求められる役割を示す。

(1) 行政

定住外国人が活躍しやすい環境を整備するとともに、活躍を推進するための普及・啓発、誘導・支援など、持続可能な推進体制を構築する。

① 市町村

基礎自治体として、市町村は最も地域住民に身近な行政機関であり、地域住民や定住外国人の声を吸い上げ、手を取り合い、施策を効果的に進めることができる。逆に言えば、住民に身近だからこそ、市町村は最も積極的に定住外国人の活躍について推進すべきである。

市町村においては、実態調査・意識調査などを行い、個々の自治体における定住外国人を取り巻く環境を調査する役割のほか、担当部署のみの施策にとどまらない、市町村一丸となった推進体制を作り、自治体内で定住外国人による活躍を必要とする防災、観光、起業などのフィールドを明確にし、必要に応じて、地域コミュニティ、市民団体などの他機関と連携を図る。

② 神奈川県

市町村が単独で実施することが難しい施策のサポート、広域で取り組む方が効果的である施策の実施、各市町村の連絡支援など、広域行政機関であることを活かした役割を期待したい。

神奈川県においては、市町村の施策の進捗管理を担ってもらい、財政基盤の弱い自治体に対して、施策実行に必要な補助金などの予算措置を講じたり、人材不足の自治体に対しては、有能な人材の派遣をしたりするなどして、県内全域の施策進捗の調整を図る。また、協議会の設置など、市町村間の情報共有および意見交換の場を整備する。

(2) 地域コミュニティ

自治会や町内会などの地域コミュニティにおいては、地域社会の担い手として、定住外国人を受け入れる土壌を整備し、地域住民と定住外国人との相互理解を深め、手を取り合って地域課題の解決や安心して暮らせるまちづくりを推進する。

(3) NPO (国際交流協会など)

NPOの最大の利点としては、専門性を活かし、地域に密着した活動を実施している点である。この定住外国人と一番近いところで活動している団体との連携は、地域に点在する定住外国人に活躍してもらうためには重要である。

NPOには、目的に応じて、定住外国人の活躍に向けた取り組みを実施し、直接定住外国人と接し、サービスを提供する前線基地として、日本語教室など定住外国人の支援や情報提供を行うほか、外国人コミュニティの把握や外国人材の発掘など、NPOの利点を活かしながら、関係者と連携して定住外国人の活躍を推進する。

(4) 企業

企業においては、行政やNPOでは手の届かない、経済分野での定住外国人の活躍を推進する。定住外国人の能力に着目した雇用の創出は、活躍というフィールドの大きな部分を占めるため、企業は、彼らの能力を活用した地域産業の活性化を積極的に図る。また、関係者と連携して、企業に従事する定住外国人の地域貢献などを推奨する。

(5) 学校

児童・生徒に対し、教育課程で定住外国人の活躍の必要性と重要性について理解を深め、定住外国人の活躍が持続的なものとなるための次世代育成を推進する。

(6) 大学

優秀な外国人材である留学生の活躍を促進するため、関係機関と連携して留学生の日本国内での就職や起業を支援し、また、場合によって留学生が地域に溶け込むために、留学生と地域の橋渡し役となる。

(7) 定住外国人

活躍の主体として、積極的に日本社会や地域との関わりを持ち、自らの持つ能力を発揮するとともに、周囲の定住外国人を巻き込み、活躍の輪の普及促進を図る。

5 定住外国人活躍施策の体系（メニュー）

具体的な施策の提案に当たっては、次の四つに体系化する。

（１）定住外国人の活躍推進の基礎となる施策

政策の推進主体となる自治体が、政策の基本理念についての理解を持ち、効果的な施策を講ずるための基盤づくりと情報収集を行うことを目的とする。

（２）定住外国人の活躍を認知してもらうための施策

日本人、外国人を問わず、広く住民に対し、定住外国人による活躍の可能性について普及・啓発し、定住外国人の活躍の機会やきっかけ、有効性を認知してもらうことを目的とする。

（３）定住外国人の活躍を推進するための施策

定住外国人がさまざまなフィールドで活躍できるよう、関係機関が連携して定住外国人の活躍を支援することを目的とする。

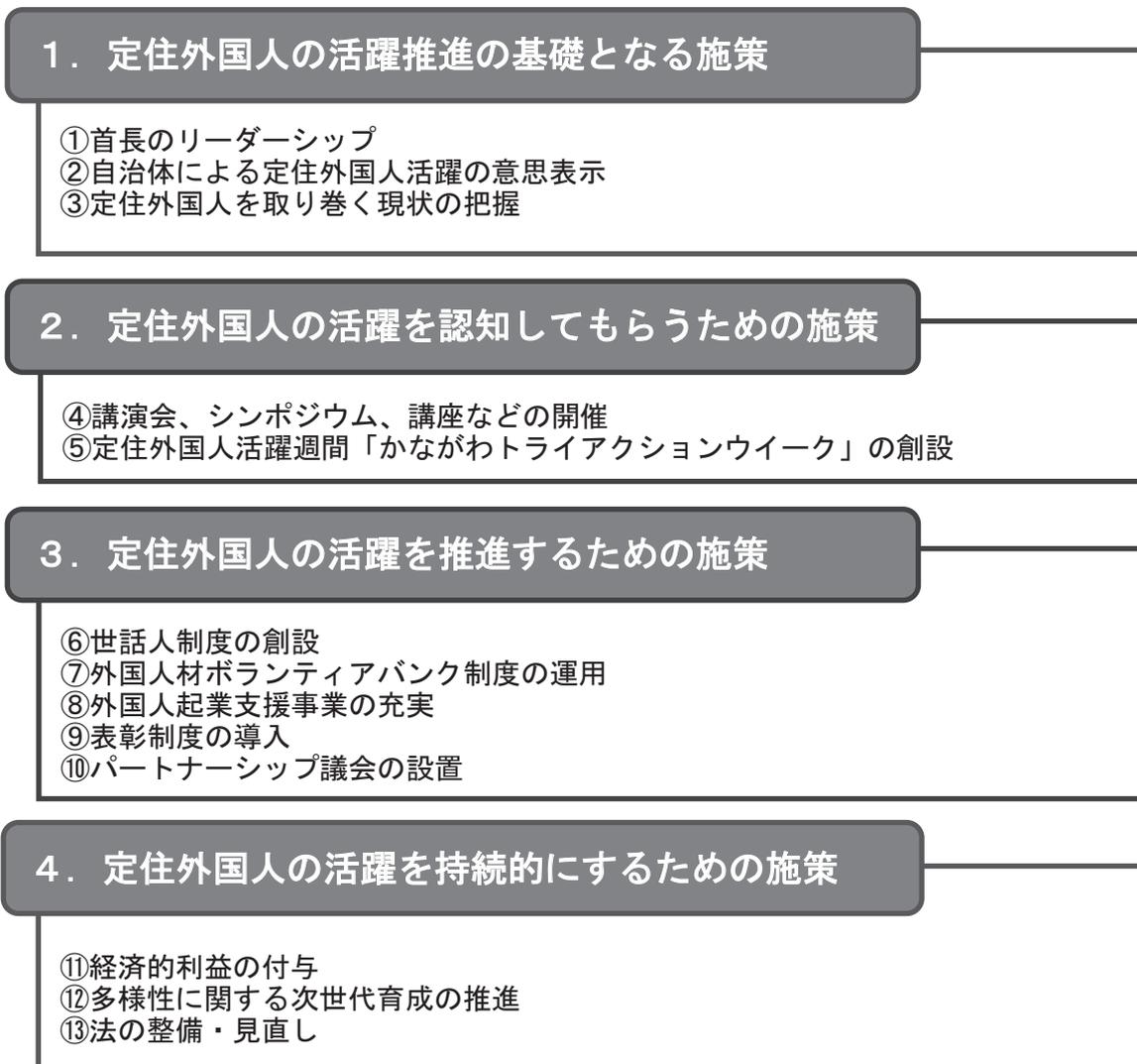
（４）定住外国人の活躍を持続的にするための施策

定住外国人の活躍を一過性とせず、将来に向けて持続的なものとするための環境づくりを目的とする。

6 具体的施策

この体系に基づき、次の13の具体的施策を提案する（図表5-4）。なお、第3章で述べたように、外国人施策の実施状況は、各自治体によりばらつきがあることから、その進捗状況に応じて各施策の実施を検討していただきたい。また、自治体により条件が異なるため、あくまで参考として取り扱い、各自治体にて最大限活用できる形にカスタマイズした上での導入を期待する。

図表 5-4 体系に基づく 13 の具体的施策



(1) 首長のリーダーシップ

定住外国人活躍施策は、自治体の重要施策として位置付けるには難しい面のある政策である。定住外国人数は、増加傾向にあるとは言えるものの、現段階では全人口に占める割合は県内平均でも2%程度と少数である上に、定住外国人には選挙権がなく、さらには実施について法的な義務付けもないため、自治体として政策の優先順位が低くなりがちである。外国人施策よりも、高齢者や子育て世代、若者など、日本人向けの施策が優先される傾向の中で、強力に定住外国人施策を推進するためには、自治体のトップである首長のリーダーシップがその原動力となる。

浜松市では、市長がリーダーシップを発揮して、全庁的に全ての市民を巻き込む取り組みであることを意識付けていた。県内自治体の首長においても、定住外国人の活躍は、地域に暮らす日本人住民にとっても利益を生むものとの認識を持ち、全職員、全住民に対しリーダーシップを発揮していただきたい。

(2) 自治体による定住外国人活躍の意思表示

① 総合計画への位置付け

国内の自治体が、自治体ごとの運営の方向性を位置付ける最上位の計画として、総合計画を策定している。総合計画は、行政運営全般の基本的な理念や方針を示す「基本構想」、基本構想に沿って行う施策を示す「基本計画」、基本計画に沿って実施する具体的な事業を示す「実施計画」など、階層化された複数の計画により構成されることが多い。自治体が行う個別の事業は、おおむねこれらに位置付けられている。

総合計画に位置付けるということは、自治体が、地域自治運営をする上での課題を住民に発信し、共有しながら、未来を創る上で必要な施策を考えていく意思表示である。

外国人の活躍を施策として展開していくためには、まず自治体として目指すべき姿を地域住民に対し示す必要がある。「私たちのまちには定住外国人の活躍施策が必要だ」ということを自治体が自覚し、総合計画に位置付けることで、共に取り組んで欲しいという住民宛てのメッセージを投げかけるのである。

② 活躍基本計画（活躍ビジョン）の策定

地域における定住外国人の活躍支援の基礎となる定住外国人活躍基本計画を策定することで、推進する体制を構築する。

計画の内容は、総論で計画策定の趣旨、概要、推進体制について明確化し、定住外国人の活躍の総合的な推進を図る。

この計画の推進に当たっては、外国人施策に関わる部局が連携し、全庁的な取り組みを行うとともに、計画の進捗管理を綿密に行うことを想定している。

浜松市の多文化共生都市ビジョンでは、全庁的な取り組みとして多文化共生を推進しており、参考となる点が多くある。

③ 自治体における宣言

意思表示の方法としては、憲章や都市宣言の制定も有効である。

現在、全国の自治体で多くの憲章が制定されている。市民憲章のほか、高齢者憲章、子ども憲章、女性憲章などと同じく、日本人と定住外国人との在り方をうたった定住外国人憲章を制定するものである。

都市宣言は、基本的には、特定のテーマについて宣言を行うという形式により、テーマについて自治体としてどのように取り組もうとしているかという意思、主張、方針を内外に表明するものである。国際都市おおた宣言のように目指すべき方向性を分かりやすい形で、外国人活躍宣言として提唱することも有効である。

(3) 定住外国人を取り巻く現状の把握

定住外国人活躍施策を進める上で、まずは各自治体における、定住外国人を取り巻く現状を把握する必要がある。

① 既存の取り組みの整理

定住外国人に関する施策は、自治体業務の中で、福祉、教育、雇用、防災、地域振興など、担当部署が多岐にわたる。集約担当部署を定めた上で、どの部署でどんな施策が講じられているのかを集約し、各自治体で対策が足りていない分野を洗い出すことで、今後進めるべき施策の方向性を定めることができる。

浜松市では、国際課がビジョンの作成段階から関係各課とのヒアリングを実施しており、定住外国人施策の推進が全庁的な取り組みへと発展している。

② 外国人市民の意識実態調査

外国人市民に対しての実態調査を実施し、生活意識やニーズの把握に努め、自治体運営や政策立案の基礎資料とする必要がある。具体的には、浜松市が実施しているような無作為抽出による外国人市民の意識実態調査が有効だろう。

調査項目としては、国籍、年齢、在住地域などの基本情報のほか、外国人自身がどのようなフィールドで地域と関わっていきたいのかを調査する。さらに、第3章の県内市町村アンケート調査で、多くの自治体が把握していないと回答した外国人団体やコミュニティに関する情報については、今後、定住外国人とのコン

タクトを取る上で必要な情報であり、積極的に調査項目に盛り込むことが必要である。

また、定住外国人との相互理解を深め、定住外国人が暮らしやすい地域づくりを進める上で、日本人住民に対しても意識調査を実施し、地域住民が定住外国人に対して期待する分野と実際の施策とのマッチングも必要だろう。

③ 関係機関・団体の把握

施策推進に当たっては、行政だけではなく、NPOをはじめとするさまざまな機関と協力体制を作り、自治体をあげて施策を実施することが望ましい。そのためには、定住外国人とつながりを持つ関係機関、団体の活動状況の把握が必要となる。

浜松市では、多文化共生の推進に携わる各種団体・関係機関と共に浜松市多文化共生推進協議会を開催し、ビジョンの進捗管理や情報交換を行っている。県内市町村においても、外国人を支援しているNPOや市民団体など、行政では手の届きにくい現場活動を行う人々や、就労支援の中で定住外国人と関わりを持っている公共職業安定所など、多様な関係者を集めて定期的に会議を行うよう行政が働きかけ、積極的な情報共有を図る必要がある。

(4) 講演会、シンポジウム、講座などの開催

日本人および定住外国人が施策の理念を理解するためには、その理念に触れるきっかけを作ることが必要である。

講演会などの実施に当たっては、行政職員、企業、地域住民、定住外国人など、ターゲットを絞ったテーマの設定や講師の選定などを研究する必要があるが、講習、研修などによる知識の取得・意識啓発といった基本的な方法のほかに、地域の実情に応じた定住外国人の活動を実際に見て触れてもらうことも有効である。例えば、草津市の機能別消防団員による外国人住民への防災啓発活動など、対象者にとって身近な存在を講師とすることや、口コミなどの有用性を考慮しながら講演会などを実施することで、より効果的に施策の理念が理解されるものと考えられる。

(5) 定住外国人活躍週間「かながわトライアクションウィーク」の創設

定住外国人の活躍を県内に広く浸透させるためには、県内に住む日本人住民と外国人住民が、同じ時間の中で政策課題に向き合い、見つめ直す時間を共有することが必要である。

そこで、定住外国人による活動の強化週間として、「かながわトライアクションウィーク」の創設を提案する。

実施時期としては、神奈川県国際化の始まりともいえる、横浜港の開港記念日である6月2日を含む1週間とし、神奈川県および県内市町村の公共施設などで、定住外国人による活躍状況をポスターなどで周知するとともに、活躍事例の発表会を開催するなど普及活動を行う。また、誰もが楽しむという要素を取り入れたイベントにするため、開港祭当日は、県内市町村にて、パレードなど、それぞれの自治体に住んでいる定住外国人自身による催し物を実施することで、神奈川県全体で多文化と触れ合う場を設けるものとする。

そのほか、イベントの開催を広く周知するために、ロゴマークやマスコットキャラクターを作成し、多くの人に興味を持ちやすいよう視覚的なPRも図ってきたい(図表5-5)。

また、大田区の「来～る大田区大使」のように、おそろいのユニフォームを着ることで、周囲の人たちに親しみやすい印象を持ってもらうことも、活動理解の促進に効果的である。ロゴマークやマスコットキャラクターを使用した、親しみやすいユニフォーム作りも行っていきたい。

図表 5-5 ロゴマークおよびマスコットキャラクター（案）

「ロゴマーク」



「Tri」を連想させる三角形を用いたロゴマークである。大中小の三つの三角形の組み合わせによって描かれた様は、協働、主体性、創造による活躍が、バランスよく推進されることを願ったものである。

「マスコットキャラクター」



ロゴマークの形を活かした、日本の工芸品であるこけしを連想するようなデザインのマスコットキャラクターである。
色合い、髪型、表情を変えることで、多様な国の人たちを表現することができ、どの国の人たちにも親んでもらいたいという願いが込められている。

（6）世話人制度の創設

定住外国人向け支援の大きな障害として、言葉の壁や文化の違いがあげられる。定住外国人を活躍させるには、その相手と良好な人間関係を形成する必要があるが、文化の違いや言葉の壁から、定住外国人と日本人がうまくコミュニケーションを取れず、良好な人間関係を築くことができない場合がある。そこで、定住外国人版の民生委員である世話人制度の導入を提案する。

この世話人制度は、地域住民ではなく、定住外国人が定住外国人をケアするところに最大の特徴を持つ。地域の身近な相談相手である民生委員のような役割を定住外国人が担うことで、周囲に相談できずに孤立する定住外国人に手を差し伸べることが可能となるなど、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつながるだろう。この世話人制度の実現には、日本に長く住む定住外国人の活躍が必要不可欠であり、特に同郷の定住外国人が担うことでメリットを最大限に活かすことができる。

（7）外国人材ボランティアバンク制度の運用

定住外国人の活躍は、活躍できる能力と活躍させる場がそろってこそ実現するものである。活躍できる能力があったとしても、それを活かすことのできる場が

なければ、その活躍は望めない。また、その両者があったとしても、その両者が出会うことができなければ同様である。

そこで、この能力と活躍の場の出会いをサポートするコーディネーターとして、外国人材ボランティアバンク制度の導入を提案したい。

前述のとおり、定住外国人はボランティアへの参加意欲が高い。そこで、外国人材ボランティアバンクは、仕事という雇用関係ではなく、有償ボランティアという枠組みにより、定住外国人が持つ地域に貢献したいという思いを集約し、その思いを活躍の場へ結び付けることを主とする。例えば、簡単な翻訳をしたいと思う定住外国人がバンクに登録し、飲食店のメニューを翻訳してほしいというニーズとを合致させる。翻訳をした定住外国人は、地域に貢献できたという満足感を得ることができ、翻訳をしてもらった事業主は、低コストで目標を達成できることになり、双方に利益をもたらす。

(8) 外国人起業支援事業の充実

外国人の創造力を活かした起業活動により、地域産業の活性化が図れることについては述べてきた。また、福岡市のスタートアップカフェにおいては、当初予想していた以上の結果が得られており、外国人の起業促進に対して、外国人向けの起業窓口の設置が有効であることが分かっている。しかし、県内市町村アンケート調査の結果からは、外国人向けの起業支援施策に十分に取り組んでいるという結果は読み取れない。そこで、県内での外国人による起業を促進するため、市町村に外国人向けの起業支援窓口を設置することを提案する。

外国人起業支援窓口の開設に当たっては、多言語に対応した専門スタッフの配置はもちろん、多様な立場の人々が気軽に集まりやすい仕組みづくりも大切である。福岡市のスタートアップカフェでは、起業家との意見交換など、人を集めるノウハウを持つ民間企業と協力することで、居心地のよい空間づくりに成功している。

また、起業を目指す若い外国人向けに、日本での起業の意識付けをすることも起業件数の増加につながる。例えば、県内の大学と連携し、外国人起業成功者を講師とした留学生向けのワークショップを開催し、「起業は大変だが、自分たちでも日本で起業ができる」という起業意識を植え付けるなどの手法が考えられる。

(9) 表彰制度の導入

定住外国人の活躍に関する取り組みが、成果として見える形、地域が必要としていると感じさせることができる仕組みとして、表彰制度を提案する。ここで言う表彰とは、活躍による大きな成果を上げている定住外国人個人や活動を支援する団体、さらに、積極的に定住外国人を雇用しその能力の活用を実施している事業所などを表彰し、その功績を称えることで、定住外国人の活躍に関する一層の関心と意欲を高め、定住外国人が積極的に活躍するための社会の形成に資するものである。

特に、事業所などの表彰については、地域での社会貢献活動者というイメージアップやPR活動につながり、事業所にとっても経済的メリットが得られ、表彰者である行政と被表彰者である事業者の双方に良い効果を与えることが期待できる。

具体的な表彰内容については、一般的な表彰制度では賞状の授与や被表彰者の公表を多く見るが、より効果的にするために、対象者にとって実利的なインセンティブを提供する方法がある。例えば、従来は有償であることが多い自治体ホームページや広報紙の広告欄に活動実施者・団体の掲載欄を設ける、公共施設のネーミングライツを一時的に使用許可するといったものがあげられる。事業所向けには、法人住民税の減免のようなインセンティブを与えることなども考えられる。

(10) パートナーシップ議会の設置

定住外国人を地域づくりのパートナーと位置付け、定住外国人による市政参画を促す仕組みとして、パートナーシップ議会の設置を提案する。これは、定住外国人にも同じ市民として市政に参加をしてもらい、外国人の目線による意見を述べる場を設けるもので、既に神奈川県内でも、川崎市で外国人市民代表者会議⁸²を設置するなど、取り組んでいる自治体もある。

本研究会で提案するパートナーシップ議会は、既に地域で活躍している定住外国人や定住外国人で組織された団体などの代表者、さらに、公募で選考されたボ

⁸² 川崎市では、1996年12月に外国人市民の市政参加の仕組みとして外国人市民代表者会議を条例で設置している。公募で選考された26人の外国人市民により構成される代表者会議からは、教育、防災といった幅広い分野に関する提言が市に提出され、市は彼らの意見を施策に反映するよう取り組んでいる。

ランティアの定住外国人で構成し、議員となった者は、外国人市民の代表者として、さまざまな職務を遂行することとする。

主な職務として、自主的な議会運営と、市内の定住外国人が地域活性化のために必要なことを外国人目線で考え、自治体への提言を取りまとめる。さらに、提言にとどまらず、一定規模の予算をパートナーシップ議会に付与することで、議員自身が施策立案をし、定住外国人の自らの手による地域活性化を主体的に実現できる。その他にも、生活をする中で困っていること、改善をしてもらいたいことなど、同じく自治体への提言という形で取りまとめる。このようにパートナーシップ議会は、基本理念「Triaction」の体現とも呼べるもので、定住外国人が意見を述べるだけでなく、自分たちの手で地域活性化に必要な活動を、公の活動として実施できるという象徴となり、定住外国人の積極的な活躍を強力に後押しする仕組みとなる。

(11) 経済的利益の付与

定住外国人による活躍を促す手段として、経済的利益（インセンティブ）を与えるという手法が考えられる。

インセンティブがあればそれを得ようとするであろう、というシンプルな発想であるが、ポイントを付与するという形でインセンティブを与えるという手法は店舗やウェブサイトなどで既に行われており、一定の実績を上げている。そのため、定住外国人による活躍を促す手段としては、有効であると言える。

導入する手法としては、前述した意識調査を市ウェブサイト上で実施し、参加者にポイントを付与するというものや、世話人として活躍をした者に対し謝礼を支払うといったものがある。

謝礼についても、現金ではなく地元商店街の共通ポイントや地域通貨で支給をするなどの工夫をすることで、地元商業圏の活性化も同時に期待できる。

(12) 多様性に関する次世代育成の推進

地域の将来を担う子どもたちの多様性（ダイバーシティ⁸³）への理解を育むことで、将来に向けて定住外国人が活躍しやすい環境を継続することができる。

ここでいう子どもたちとは、日本人の子どもと外国にルーツを持つ子どもの両方を指し、日本人と定住外国人が互いの個性を理解し合い、その個性を活かすことで、よりよい地域社会を築くことが可能であるとの認識を深めさせるカリキュラムが必要である。

そのためには、実際に身近な地域で活躍する定住外国人を招き、外国人だからこそできたこと、外国人と日本人が協力し合うことで生まれたことなどをテーマとした講演をしてもらうことが有効な手段である。

地域の中の多様な人材の価値観を受け止めることのできる器と、地域の中で自分らしさを発揮したいという強さを持った子どもたちを育てることで、定住外国人が活躍しやすい環境を築いていくことができる。

(13) 法の整備・見直し

定住外国人の活躍のフィールドを拡大するためには、今後、法規制という壁にぶつかる可能性がある。例えば、国籍条項はその例の一つだろう。国家公務員が「日本国籍を有しないもの」を任用資格がないとしていること⁸⁴や、民生委員の推薦に当たっては民生委員法において、外国籍の任命を否定していることに代表されるように、定住外国人の活動を制限するような法令などは、日本国内に多数ある。草津市の機能別消防団員の活動内容に制限が生じていることは、典型的な例である。

今後定住外国人が増加し、多文化共生社会の実現や定住外国人の活躍が叫ばれるようになる中で、こうした法規制の見直しも検討すべき課題の一つだろう。

⁸³ 多様な人材を積極的に活用しようという考え方のこと。もとは、社会的マイノリティの就業機会拡大を意図して使われることが多かったが、現在は性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受け入れ、広く人材を活用することで生産性を高めようとするマネジメントについて言う。

⁸⁴ 1953年3月25日に「法の明文の規定が存在するわけではないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解すべきである」とする内閣法制局の見解が示された。

7 中核拠点設置の提案

ここまで、各自治体において実施されるべき具体的施策を提案してきたが、最後に、神奈川県内においてさらに強力で定住外国人の活躍を推進するための組織について触れる。

(1) 中核拠点の活動目的

立地条件や産業構造の違い、大学・企業・NPOの所在数の差など、実践的な活動を率先していく知識や経験を持つ外国人材に十分恵まれていない地域においては、単独での施策実施が難しいことも想定される。

そこで、こうした外国人材を必要とする自治体へ派遣する制度など、市町村単独で行うよりも、県域で実施した方が効果的である施策を運用する中核拠点の設置を提案したい。本研究会ではこの中核拠点を、Triaction Center（トライアクションセンター。以下「TC」という。）と呼称することとする。

(2) 県域で実施した方が効果的である施策について

まず、外国人材に十分恵まれていない自治体への人材派遣システム（地域もりあげ隊制度）の構築があげられる。地域もりあげ隊制度とは、外国人版の地域おこし協力隊制度⁸⁵である。具体的には、神奈川県地域にお向いて行政と連携して事業を行う意向のある外国人を、TCが地域もりあげ隊として登録し、市町村からの要望によって派遣するものである。市町村は、派遣された外国人材を非常勤職員などとして雇用することで、観光や地域の文化芸能などにおいて、外国人目線による地域の活性化に役立てることが可能となる。

次に、かながわトライアクションウィークの運営主体としての役割もTCに期待したい。イベントを県内全域のものとするため、各市町村に対し、強化週間への参加・協力を要請するほか、開港祭当日に行われる各自治体のイベント情報を

⁸⁵ 人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。地方自治体が募集を行い、地域おこしや地域の暮らしなどに興味のある都市部の住民を受け入れて地域おこし協力隊員として委嘱する。隊員には地域ブランド化や地場産品の開発・販売・プロモーション、都市住民の移住・交流の支援、農林水産業への従事、住民生活の維持のための支援などの「地域協力活動」に従事してもらい、あわせて隊員の定住・定着を図る。一連の活動を通じて、地域力の維持・強化を図っていくことを目的としている。

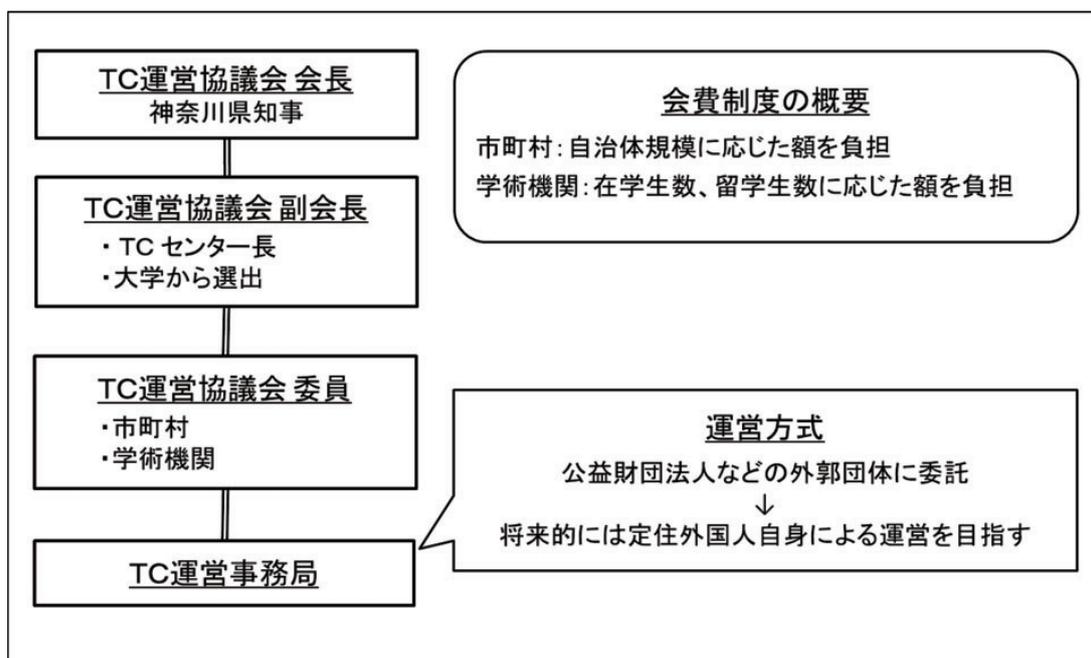
取りまとめて、県内外に向けて発信する。

このようなイベントを通し、「日本人と外国人が生き生きと暮らす 神奈川県」という、神奈川県全体のイメージアップ活動を実施することで、インバウンドの増加にも寄与してもらいたい。

(3) 運営体制

運営体制については、神奈川県、市町村、学術機関（大学・日本語学校など）との効果的な連携体制を築くため、先進事例である FiSSC の運営体制を参考とした（図表 5-6）。

図表 5-6 TC の運営体制



設置および管理については神奈川県に期待するが、運営については、公益財団法人などの外郭団体に委託する方式が効果的だろう。対外国人向けの施策となるため、定住外国人が運営に関わる体制を作れば、サービス面だけでなく雇用面においても、定住外国人活躍施策に資することができる。

第6章 定住外国人が活躍する地域を目指して

約10年前に総務省により策定された「地域における多文化推進共生プラン」を契機とし、全国の自治体は、定住外国人を地域社会の構成員として捉え、対等な関係を築くべく、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に取り組むこととなった。全国で講じられてきた施策の多くは、多言語による情報発信、日本語学習支援、異文化理解促進といった、定住外国人の持つ多様性がもたらす地域との摩擦を減らそうという、支援的施策が中心であった。しかし、近年、定住外国人の持つ多様性を肯定的に捉え、地域活性化の原動力として活かしていこうという取り組みを始めた自治体が現れるようになった。

2017年3月、総務省が公表した多文化共生事例集⁸⁶をみると、外国人住民の持つ多様性を資源とし地域活性化やグローバル化に活かそうという試みが、全国で広がり始めていることが分かる。全国の先進自治体が肌で感じ、手探りで講じてきた、定住外国人を地域の担い手として位置付けた取り組みの可能性を、国も探り始めているようである。

当研究会においても、神奈川県内で増加している定住外国人たちを貴重な地域資源として捉え、彼らの活躍が地域社会にどのような便益をもたらすのか、その効果を探るべく研究を重ねた結果、コラボレーション（協働）、ポジティブアクション（主体性）、イノベーション（創造）の理念に基づく活躍により、地域課題の解決や経済活動の発展という効果が得られることが分かった。そこで三つのキーワードを活躍の基本理念として位置付け、このTriaction（トライアクション）こそが、神奈川県内における定住外国人施策の新たなステージの始まりであるとの結論に至った。

神奈川県全体で見れば、まだ人口減少には転じていないが、三浦半島や県西地域など、自治体単位では既に人口減少が進行している地域もあり、今後、財政難、地域社会の担い手の減少といった、地域の活力低下が避けられない状況にある。しかし、少子化対策を講ずることで出生数の減少に歯止めをかけようにも、生ま

⁸⁶ 多文化共生プラン策定から10年が経過したことを受け、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、総務省は2016年に「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」を設置し、多文化共生の優良な取り組みを掲載した多文化共生事例集を作成した。

れた子どもたちが、社会の担い手となるには20年近い年月が必要となる。増加の見込まれる定住外国人を多様な可能性を持つ人材と捉え、地域の活力を生み出す原動力とすることは、定住外国人施策の新たなステージであると同時に、人口減少時代に自治体が持続的な行政運営をしていくための、解決策の一つであるとも言えるだろう。

本研究会が基本理念として掲げた Triaction（トライアクション）という造語には、トライ（Try：試みる）という意味も込めている。加速する少子高齢社会と地域の中のグローバル化という課題に向き合うべく、今こそ、神奈川県に住む全住民に、定住外国人がもたらす多様性を活かすための行動(action)を試みる(try)ことが求められている。

あとがき

本研究会は、神奈川県内の自治体職員8人が研究員として集まり、6月から活動を行ってきました。自治体や業務内容の垣根を越えて、普段一緒に仕事をする機会がないような方々と、互いの知識・経験を基に議論を重ねることができたのは、非常に有意義なものでした。

「定住外国人の活躍」というテーマで研究を続けてきましたが、外国人施策に携わった経験のない職員も多く、当初は大変苦勞し、政策提案としてまとめることができるのか、そんな不安な気持ちもありました。

しかし、定住外国人の力を発揮できるフィールドが、地域に多く存在しているということが分かり、最終的には、彼らの持つ多様性は、地域の摩擦を生む課題ではなく、地域の活性化を促す資源であるという考えに至り、この理念を県内に広く浸透させていきたい一心で、報告書をまとめました。

増加傾向にあるとはいえ、割合的には少数である定住外国人に対し、行政としてどこまで目を向けられるのか、また、地域社会の担い手としての役割をどこまで期待することが最適なのか、政策課題として設定することが難しい内容であることは間違いありません。本報告書が、その判断の一助となれば幸いです。

最後になりますが、本日までの充実した研究活動は、アドバイザーとしてご出席いただいた相模女子大学人間社会学部の松下啓一教授のご指導、加藤主査をはじめとする神奈川県市町村振興協会の皆様からのご支援の賜物だと実感しております。

また、本研究会では、県内市町村アンケート調査、県外視察による先進事例研究を実施しました。細かな点までアンケートに回答していただいたことと、多くの先進事例を丁寧にご教示いただいたおかげで、研究内容の充実を図ることができました。

ご多忙の中、本研究会のためにご協力いただいた皆様に、この場を借りて深くお礼申し上げます。

そして、8カ月にわたる本活動に対し、快く送り出してくれた各研究員の職場の皆様、心から感謝とお礼を申し上げます。

神奈川県内市町村における 「定住外国人の活躍」に関する調査結果

(1) 貴自治体ではどのような定住外国人施策、取り組みを実施していますか。

項目	回答数
① 多言語での一般相談窓口開設	10
② 多言語での専門相談窓口開設	4
③ 広報紙、案内などの多言語化	14
④ ホームページの多言語化	24
⑤ 通訳の派遣などのコミュニケーション支援	9
⑥ 医療通訳派遣などの医療・福祉支援	18
⑦ 多文化共生施策の計画・プランの作成	5
⑧ 日本語学習支援団体、ボランティアなどへの支援	12
⑨ 外国籍の子どもに対する就学・教育支援	16
⑩ 防災対策(防災訓練など)	12
⑪ 外国人住民に対する地域コミュニティ(自治会など)への参加促進	3
⑫ 外国人住民のコミュニティ形成支援	3
⑬ その他	5

自治体名	⑬その他の内容
平塚市	地域FMラジオ局で多言語による防災情報の提供および生活情報の情報提供
三浦市	日本語が理解できない小中学生への学習支援
大和市	多言語市民サポーター制度
海老名市	外国語版母子手帳、予防接種スケジュールの配付、観光用スマホアプリの多言語化、119番など通報時の通訳業務
寒川町	任意団体による日本語教室

(2) 貴自治体で定住外国人が活躍しているまたは活躍が期待される施策の分野はありますか。

また、活躍している施策がある場合に具体的にどのような施策を実施していますか。

項目	活躍している	活躍が期待される	どちらでもない
① 観光	4	8	19
② 防災	0	8	22
③ 地域コミュニティ	1	10	19
④ まちおこし	1	10	19
⑤ 産業振興	2	7	20
⑥ 文化創造	2	7	21
⑦ その他	1	0	0

自治体名	⑦その他の内容
三浦市	教育

自治体名	「活躍している」と回答した場合の具体的な事業の内容
平塚市	・市民活動団体が地域FMラジオ局で多言語による防災情報および生活情報を放送している。 ・本市が支援する平塚市国際交流協会において、実施するイベント「国際交流フェスティバル」などに外国籍市民が実行委員として参画し、イベントの実施・企画などに携わっている。
藤沢市	①⑤藤沢市観光協会にて外国語観光ボランティアガイドを募集 ⑥国際交流イベントを開催
三浦市	姉妹都市交流の推進と小中学生の英会話能力の向上を図るため、姉妹都市であるオーストラリアの自治体から国際交流推進英語非常勤講師を招聘している。

厚木市	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木市外国籍市民懇話会の委員として、外国籍市民と市民の交流の場であるインターナショナルティーサロンを開催している。 ・訪日外国人旅行者が増加する中、次の働きを目的として、定住外国人を対象とするモニターツアーを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ①外国人目線での観光資源の発掘 ②SNSなどを媒体とする母国やコミュニティへの情報発信
綾瀬市	産業振興：市内の中小企業（製造業）の貴重な戦力・人材として、永住者、定住者、技能実習生が活躍している。
松田町	外国語による観光ガイド、定住外国人による料理教室
湯河原町	湯河原町観光立町推進会議委員として、観光立町に資する事業などの実施・検討 湯河原町インバウンド情報発信推進会議においてアドバイザーとして助言 外国人来訪促進のための日系人をターゲットとしたトップセールスにおいて、企画・報告書作成のほか、事業全体のコーディネートを実施

(3) 貴自治体内の外国人の団体やコミュニティなどを把握していますか。

項目	回答数
①把握している	5
②把握していない	27

自治体名	①把握している団体
平塚市	<ul style="list-style-type: none"> ・スイングブラジル(ブラジル出身者のグループで、定期的に会合などを開き、七夕まつりで市民飾りを掲出するなど活動している。) ・中国・台湾グループ(中国・台湾出身者のグループで、年数回会合を開き、情報交換し互いに助け合っている。) ・カンボジアグループ(カンボジア出身者のグループで、七夕まつりで市民飾りを掲出するなど活動している。) ・フィリピンコミュニティ(フィリピン出身者が主に教会で集まり、情報交換し互いに助け合っている。)
藤沢市	<ul style="list-style-type: none"> ①教会 ②日本語教室 ③母語教室 ④国際交流団体および在留外国人団体
秦野市	在秦野ラオス人会
大和市	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人日本ペルー共生協会 大和カトリック教会内の①ラテンアメリカ(ペルーなど)、②ブラジル、③ベトナム、④フィリピンの各コミュニティ NPO法人在日カンボジアコミュニティ かながわネパール人コミュニティ NPO在日本ラオス協会(愛川町にあるが、キーパーソンが市内でボランティアとして活躍している。)
松田町	松田町国際交流ボランティア

自治体名	①団体の把握方法
平塚市	各コミュニティの代表者などが平塚市通訳・翻訳ボランティアバンクシステムに登録し、情報提供してくれる。
藤沢市	<ul style="list-style-type: none"> ①市が行う多文化共生推進事業への協力 ②公民館への照会 ③市民からの紹介 ④市が行う姉妹友好都市交流や国際交流イベントへの協力
秦野市	年1回新年会への案内が来るため
大和市	公益財団法人大和市国際化協会が主催する事業への参加、日頃の相談などから NPO法人かながわ難民定住援助協会とのつながりから
松田町	以前から町主催の行事などに参加してもらっているため

(4) 定住外国人に関する施策や取り組みについて、どのような団体と連携していますか。

項目	連携している	今後連携したい	連携の予定もない
① 神奈川県	17	1	13
② 他の市区町村	9	6	17
③ 地域の自治会	3	9	19
④ 地域の外国人コミュニティ	4	9	18
⑤ NPO・NGOなどの支援団体	9	6	16
⑥ 地元の商工会や農協など	2	6	23
⑦ 地元の文化振興団体など	3	7	21
⑧ その他	4	1	1

自治体名	⑧その他の内容(連携している)
小田原市	小田原海外市民交流会(にほんごクラス)
秦野市	地元の大学
葉山町	葉山町国際交流協会
寒川町	さむかわ国際交流協会

自治体名	⑧その他の内容(今後連携したい)
平塚市	2020東京オリンピックホストタウン推進事業

(5) 貴自治体では定住外国人に係る施策は今後重要性を増すと思いますか。

項目	回答数
①重要性は増す	16
②変わらない	4
③重要性は減る	0
④わからない	12

※ ①と回答した方にお聞きします。その理由は何ですか。【複数回答可】

項目	回答数
①定住外国人の自治体への要望が高まっているため	3
②定住外国人の多様化(国籍など)のため	9
③定住外国人の増加が予想されるため	12
④外国人受け入れを促進する国の政策的な動きのため	2
⑤少子高齢化・人口減少社会において外国人の活用・活躍が必要であるため	6
⑥その他	1

自治体名	⑥その他の内容
座間市	外国人であっても住みよい街を目指すことは当然であるが、これまで有効な施策が少なかったため

神奈川県内市町村アンケート回答課一覧

自治体名	アンケート回答課など
横浜市	-
川崎市	市民文化局人権・男女共同参画室
相模原市	シティセールス・親善交流課
横須賀市	政策推進部国際交流課
平塚市	文化・交流課
鎌倉市	経営企画部文化人権推進課
藤沢市	企画政策部人権男女共同平和課
小田原市	企画部職員課
茅ヶ崎市	文化生涯学習部男女共同参画課
逗子市	市民協働部市民協働課
三浦市	政策部政策課
秦野市	人事課
厚木市	総務部職員課
大和市	国際・男女共同参画課
伊勢原市	市民協働課
海老名市	市長室 職員課
座間市	市長室 渉外課
南足柄市	総務防災部
綾瀬市	経営企画部企画課
葉山町	政策課
寒川町	総務部総務課
大磯町	政策総務部総務課
二宮町	政策総務部総務課
中井町	企画課
大井町	企画財政課
松田町	総務課
山北町	総務防災課
開成町	行政推進部総務課
箱根町	総務部総務防災課
真鶴町	総務課
湯河原町	観光課 地域政策課
愛川町	総務部企画政策課
清川村	産業観光課

市町村研修センター 503 討議室にて



後列左から

露木研究員、佐々木研究員、野田研究員、青木研究員、加藤事務局員

前列左から

権守研究員、瀬戸研究員、松下教授、重田研究員、鶴田研究員

平成29年度 政策形成実践研究 研究員名簿

	氏 名	所 属
研 究 員	瀬戸航平 (リーダー)	座間市 環境政策課
	重田隼平 (サブリーダー)	茅ヶ崎市 市民相談課
	露木雄太	平塚市 環境施設課
	佐々木大輔	平塚市 青少年課
	権守幸栄	鎌倉市 納税課
	野田維征	小田原市 生活支援課
	青木義則	大井町 企画財政課
	鶴田綾子	公益財団法人 神奈川県市町村振興協会 市町村研修センター (藤沢市)
アドバイザー	松下啓一	相模女子大学 人間社会学部 教授
事務局	加藤俊彦	公益財団法人 神奈川県市町村振興協会 市町村研修センター (湯河原町)

平成29年度政策形成実践研究報告書

定住外国人活躍施策の提案
…地域活性化のためのアクション…

発行日 平成30年2月
編集・発行 公益財団法人神奈川県市町村振興協会
市町村研修センター
〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷 1-2-1-4
TEL 045-896-2288
FAX 045-896-2930
E-mail fureup3@ks-sinko.or.jp
印刷 株式会社 シーケン



 **Triaction** 